

令和3年白老町議会定例会3月会議会議録（第1号）

令和3年3月9日（火曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午後 3時37分

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告について
- 第 4 行政報告について
- 第 5 令和3年度町政執行方針説明
- 第 6 令和3年度教育行政執行方針説明
- 第 7 議案第 1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第12号）
- 第 8 議案第 2号 令和2年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 第 9 議案第 3号 令和2年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 第10 議案第 4号 令和2年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第 5号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第 6号 令和2年度白老町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第13 報告第 1号 例月出納検査の結果報告について
- 報告第 2号 財政的援助団体等の監査の結果報告について
- 第14 報告第 3号 専決処分の報告について
(令和2年度白老町一般会計補正予算（第10号）)
- 第15 議案第17号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 白老町建築物のエネルギー消費性能向上計画認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 白老町民交通障害保障条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 7号 令和3年度白老町一般会計予算
- 議案第 8号 令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 9号 令和3年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第10号 令和3年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
- 議案第11号 令和3年度白老町介護保険事業特別会計予算
- 議案第12号 令和3年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
- 議案第13号 令和3年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算

- 議案第 1 4 号 令和 3 年度白老町水道事業会計予算
議案第 1 5 号 令和 3 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算
議案第 1 6 号 令和 3 年度白老町下水道事業会計予算
-

○会議に付した事件

- 議案第 1 号 令和 2 年度白老町一般会計補正予算（第 1 2 号）
議案第 2 号 令和 2 年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
議案第 3 号 令和 2 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 4 号 令和 2 年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 5 号 令和 2 年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 6 号 令和 2 年度白老町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
報告第 1 号 例月出納検査の結果報告について
報告第 2 号 財政的援助団体等の監査の結果報告について
報告第 3 号 専決処分の報告について
（令和 2 年度白老町一般会計補正予算（第 1 0 号））
議案第 1 7 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 9 号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 0 号 白老町建築物のエネルギー消費性能向上計画認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 1 号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 3 号 白老町民交通障害保障条例を廃止する条例の制定について
議案第 7 号 令和 3 年度白老町一般会計予算
議案第 8 号 令和 3 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
議案第 9 号 令和 3 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第 1 0 号 令和 3 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
議案第 1 1 号 令和 3 年度白老町介護保険事業特別会計予算
議案第 1 2 号 令和 3 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
議案第 1 3 号 令和 3 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
議案第 1 4 号 令和 3 年度白老町水道事業会計予算
議案第 1 5 号 令和 3 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算
議案第 1 6 号 令和 3 年度白老町下水道事業会計予算
-

○出席議員（14名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 番 久 保 一 美 君 | 2 番 広 地 紀 彰 君 |
| 3 番 佐 藤 雄 大 君 | 4 番 貳 又 聖 規 君 |
| 5 番 西 田 祐 子 君 | 6 番 前 田 博 之 君 |

7番	森	哲也	君	8番	大	淵	紀夫	君	
9番	吉	谷	一孝	君	10番	小	西	秀延	君
11番	及	川	保	君	12番	長	谷川	かおり	君
13番	氏	家	裕治	君	14番	松	田	謙吾	君

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

1番	久	保	一美	君	2番	広	地	紀彰	君
3番	佐	藤	雄大	君					

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸	田	安	彦	君						
副	町	長	古	俣	博	之	君					
副	町	長	竹	田	敏	雄	君					
教	育	長	安	藤	尚	志	君					
総	務	課	長	高	尾	利	弘	君				
財	政	課	長	大	黒	克	己	君				
企	画	課	長	工	藤	智	寿	君				
経	済	振	興	課	長	富	川	英	孝	君		
農	林	水	産	課	長	三	上	裕	志	君		
生	活	環	境	課	長	本	間	力	君			
町	民	課	長	岩	本	寿	彦	君				
上	下	水	道	課	長	本	間	弘	樹	君		
建	設	課	長	下	河	勇	生	君				
健	康	福	祉	課	長	久	保	雅	計	君		
子	育	て	支	援	課	長	渡	邊	博	子	君	
高	齡	者	介	護	課	長	山	本	康	正	君	
学	校	教	育	課	長	鈴	木	徳	子	君		
消	防	長	笠	原	勝	司	君					
病	院	事	務	長	村	上	弘	光	君			
代	表	監	査	委	員	菅	原	道	幸	君		
ア	イ	ヌ	総	合	政	策	課	長	笹	山	学	君
経	済	振	興	課	参	事	臼	杵	誠	君		

○職務のため出席した事務局職員

事	務	局	長	高	橋	裕	明	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---

主 査 小野寺 修 男 君

◎開議の宣告

○議長（松田謙吾君） 本日3月9日は休会の日であります、議事の都合により、特に定例会3月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、1番、久保一美議員、2番、広地紀彰議員、3番、佐藤雄大議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（松田謙吾君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、2月25日、3月1日及び本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会小西秀延委員長、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小西秀延君） 議長の許可をいただきましたので、2月25日、3月1日及び本日の会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果について、ご報告いたします。

本委員会での協議事項は、令和3年定例会3月会議の運営の件であります。

まず、2月24日・25日の2日間、議案説明会を開催し、3月会議に提案される議案の概要の説明を受けた後、その取扱いについて協議を行いました。

定例会3月会議に付議され提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、令和2年度各会計補正予算6件、令和3年度各会計予算10件、条例の一部改正及び廃止7件、町道路線の認定・廃止2件、合わせて議案25件であります。

また、本日の町長の提案に係るものとして、専決処分の報告1件の追加提出がありました。担当課長から報告の説明を受け、報告第3号は本日の日程に供することといたしました。

議会関係としては、例月出納検査等の報告、議員の派遣承認、意見書案、及び委員会報告等が予定されております。

その取扱いの協議結果は、会議規則第31条の規定に基づき、一括して議題とする事件は、議案第7号から第16号までの令和3年度各会計予算の10議案と、この新年度予算に関連する議案第17号及び第19号から第21号まで及び第23号の5議案、合わせて15議案を一括とし、また、監査に関する報告第1号及び第2号の2議案を一括とするものであります。

次に、議会関係の議案であります。

代表及び一般質問は、3月1日・10時に通告を締め切り、代表質問5会派5人から9項目の

通告、一般質問は7人から11項目の通告を受けております。

このことから、代表質問は、通告どおりに、日程は3月10日の1日間を予定しており、一般質問は、通告どおりに行い、日程は3月11日から12日の2日間を予定しております。

次に、令和3年度各会計予算と関連議案の15議案は、議会運営基準の規定により、議長を除く全議員による予算等審査特別委員会を設置し、3月16日から18日の3日間、休会中の審査とすることに決定いたしました。

以上のことから、定例会3月会議の期間については、代表質問及び予算等審査特別委員会の審査期間を考慮して、本日から3月19日までの11日間としたところであります。

最後に、定例会3月会議は、新年度予算の審議等もありますので、議会運営に特段のご協力をいただきますよう、お願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松田謙吾君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎諸般の報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第3、議長から諸般の報告をいたします。

定例会3月会議の再開は、議案等の審議の関係上おおむね11日間としたところでありますが、全日程につきましては別途お手元に配付のとおりであります。

また、議会休会中における動向につきましても別途お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告は終わります。

◎行政報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 令和3年白老町議会定例会3月会議の再開に当たり、行政報告を申し上げます。

白老町立国民健康保険病院における内科常勤医師の採用についてであります。本病院においては、2月に内科常勤医師1名が退職し、3月にも外科常勤医師と内科非常勤医師の2名の退職が決まっていることから、町民の皆様方に対しては大変ご不安を与えているところでありますが、このたび札幌市の民間医療機関に勤務されていた内科医師、小串哲生氏を4月1日付にて新規採用することといたしました。診療の専門分野につきましては、一般内科に加えて総合診療科、救急医療、在宅医療など幅広い実績があり、本病院において回復期医療を展開していく上で大いに活躍が期待されるところであり、赴任後においては外来診療や入院患者及び老健

施設利用者の診療対応に加えて各種健診及び当直業務、さらには新型コロナウイルスワクチン接種業務など各種予防接種業務についても従事することとなります。

また、不足が生じている内科常勤医師についても現在次年度に向けてさらに1名の新規採用を行うよう最終調整を行っており、引き続き安定的な医療提供をできるよう体制構築に邁進してまいります。

なお、本3月会議には議案25件、報告1件の提案を申し上げますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（松田謙吾君） これで行政報告を終わります。

◎令和3年度町政執行方針説明

○議長（松田謙吾君） 日程第5、この際、町長から令和3年度の町政執行方針の発言の申出がありますので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 令和3年白老町議会定例会3月会議の再開に当たり、3年度の町政運営の方針について、私の所信を申し上げます。

私が、白老町長に就任し、町政運営を託されてから、3期目1年4か月が経過したところであります。

私は、町長就任以来「みんなの心つながる、笑顔と安心のまち」を基本として、各政策・施策を着実に執行し、本町が今後においても持続的な発展を遂げられるよう町政運営に傾注してまいりました。

令和2年度においては、今後のまちの将来像を掲げその実現へ向けて「まちづくりの羅針盤」である「第6次白老町総合計画を」策定し、一步を踏み出したところであります。

この第6次総合計画では、多くの町民皆様の参加プロセスの中で抽出したキーワードにより、「みんな」で知恵を出し合い力を合わせて、我がまち白老を「築いて」いくことで、その先には、「希望」にあふれた「未来」が待っているという熱き思いを詰め込んだ、「共に築く希望の未来 しあわせ感じる元気まち」を将来像として掲げさせていただきました。

今後、オール白老で未来創造に向けた歩みを進め、町民みんなが「元気」に満ちあふれ、日々の暮らしの中で「しあわせ」を実感できるまちづくりを目指し、将来像の実現を図るよう全力で町政運営に邁進してまいります。

さて、昨年より、世界中で新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、多くの感染者が出る中で残念ながらお亡くなりになられる方もおり、多方面にわたって社会に深刻な影を落とし私たちの生活は一変しました。

そうした中であって、多くの医療従事者の皆さんが、新型コロナウイルス感染症を食い止めるため日夜努力されているとともに、高齢者・障がい者に対し、日々、向き合い介護に当たられている介護関係者の皆様等、様々な立場の方が奮闘していることに対し、感謝の念でいっぱいあります。

このコロナ禍は、緊急事態の宣言等により人々の生活を変容させ、感染予防のためにテレワークの導入や時短営業など、ヒト・モノ・サービスの動きを止めるとともに、生産活動や経済活動の縮小を生じさせ事業者の廃業や倒産、雇用の雇い止めや離職せざるを得ない雇用者など、生活の糧を失う人々を多数生み出し、経済状況はかつてないほどの極めて厳しい状況にさらされることになりました。

国においては、このような状況の中、昨年より大型の補正予算を計上して国民の生活の安全・安心を図ってきました。

特に今回は、令和2年度の第3次補正予算と令和3年度当初予算を一体予算とした「15か月予算」とし、その総額を約128兆4,000億円と過去最大の予算規模としたところであります。

これは、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、災害からの復旧・復興と安全・安心の確保、地方創生の実現や少子化対策、社会保障の充実、グリーン社会の実現やデジタル改革など「安心」と「希望」に満ちた社会を実現するため策定されたものであります。

本町としましても、これまで国の補正予算を活用しながら新型コロナウイルス感染症対策に71事業、総額6億6,100万円と取り組んできたところであります。

新年度においても、新型コロナウイルス感染症対策にしっかりと取り組み、何よりも大切な町民の生命・財産を守り、安全・安心な町民生活を取り戻し、希望あふれる未来を町民の皆様とともにつくっていかねばならないと認識し、町政運営に全力を傾け、その任を果たさなければならぬと強く決意するところであります。

3年度の町政執行に当たりましては、新型コロナウイルス感染症対策としてワクチン接種事業をはじめ、衛生対策や感染防止の取組を優先し、町民の生命を守る取組を進めてまいります。また、同時に冷え込んだ地域経済に対応するため、消費喚起を促す取組や雇用を守る取組をはじめとする経済対策を進めてまいります。さらには、町民生活により密着した町政執行とするために、町民の安全・安心を守る取組や子供から高齢者までの健康と生きがいをづくり、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる取組のほか、教育環境の充実や地域コミュニティの活性化など、将来に向けた取組を推進してまいります。

その実現には、行政・議会・町民の皆様のご協力を結集し、これまで以上に、町民の皆様が幸せを実感できるふるさと「しらおい」へと全身全霊をかけてまいります。

次に、町政に臨む基本姿勢についてであります。

総合計画に掲げる「共に築く希望の未来 しあわせ感じる元気まち」を実現するため、「共生共創の実現」、「幸福感の醸成」、「まちの魅力向上」を目指し、協働によるまちづくりや、持続可能なまちづくりが何よりも必要であります。

このことから、次の5つの方針でまちづくりを進めてまいります。

1、人と自然が共生した、安全・安心で住みよい生活環境のまちであります。

豊かな自然環境を守り、人と自然との調和を図りながら時代に適応した住環境や効率的な都市基盤の整備を進めるとともに、利便性の高い公共交通体系の形成に努め、住みよいまちの実現を目指してまいります。また、地域住民や関係機関等の連携・協力により、防災力や防犯力等を高め、誰もが安全・安心に住み続けられるまちづくりを進めてまいります。

2、思いやり、支え合い、みんなが元気で暮らせる健幸のまちであります。

健康づくりや介護予防の推進、地域医療の充実等を図りながら総合的な福祉体制の確立に務め、地域の中で支え合い、誰もが健康で幸せに暮らすことができるまちづくりを進めます。また、安心して子供を産み育てられる環境を整え、子育てを応援するまちづくりを進めてまいります。

3、豊かな心を育み、生きがいを感じる学びのまちであります。

誰もが生涯にわたって学び、生きがいを持って生活できるよう学校教育や社会教育の充実を図ります。同時にスポーツや芸術を楽しむ機会や、地域の歴史や文化に親しみ学ぶ機会等を創出し、あらゆる世代が互いに高め合いながら心豊かに暮らせるまちづくりを進めてまいります。

4、魅力と活力にあふれ、賑わいが生まれる産業のまちであります。

経営基盤の強化や担い手確保等に務めながら地域ブランド力を高め、産業振興を図ります。また、新産業の創出や企業誘致を推進し、雇用機会の拡大を図るとともにウポポイ等を起爆剤とした町内観光の振興に努め、にぎわいが生まれ、活力のあるまちづくりを進めてまいります。

5、共に生き共に創る、町民主役のまちであります。

町民の積極的な町政への参画や町民と行政の情報共有により相互の信頼関係を深めるとともに、誰もが互いに受容し合える地域性を育みながら、共に心豊かに暮らし、共にまちの未来をつくる共生共創のまちづくりを進めます。また、効率的で効果的な行財政運営に努め、将来にわたり健全で持続可能なまちづくりを進めてまいります。

以上のように、こうしたまちづくりのためには、このまちに住む一人一人の町民のために何をやらなければならないのかを考え、公約に掲げた項目の実現を目指し全力を尽くしていく決意であります。

町民の皆様、議員の皆様とともに、真剣な議論と対話を通じて、このふるさと「しらおい」が次代に力強く歩みを刻むために、「共に築く希望の未来 しあわせ感じる元気まち」の実現を皆様のご理解とご協力を得ながら積極的に進めてまいります。

次に、主要施策の展開について申し上げます。

この1年は、ふるさと「しらおい」が未来に向け、確かな歩みを前進させる重要な年と位置づけております。

したがって、3年度の主要施策については、第6次総合計画に示された各施策に基づいて、次の5つの分野により取り組んでまいります。

主要施策の第1分野は、「生活環境分野」であります。

人と自然が共生した安心で住みよい生活環境のまちを目指してまいります。

身近な安全、防災・減災につきましては、多発化・大規模化する自然災害による被害を最小限に食い止めるため、自助・共助・公助の取組として白老町総合防災訓練を実施するほか、コロナ禍を想定した避難所開設訓練についても取り組み、安全・安心な暮らしの確保に努めてまいります。

また、新たな津波浸水予測図や洪水マップ等を網羅した防災マップの全面更新をはじめ、白老町地域防災計画の全面的な見直しを行ってまいります。

さらには、しらおい防災マスター会や関係機関との連携強化により防災・減災意識の醸成と共有化を進め地域防災力の向上を図ってまいります。

治水・海岸保全につきましては、河川・排水路の維持管理のほか、災害防除として萩野12間川災害対策事業を実施、河川砂防事業としてバンノ沢川砂防事業の災害対策事業を行います。

また、海岸保全対策としては、北海道事業として竹浦・虎杖浜地区海岸保全施設整備事業や災害復旧事業による離岸堤の整備を進めるとともに、国の事業として白老地区人工リーフの整備を引き続き進めてまいります。

消防・救急につきましては、火災の未然防止に努め、町民の生命・財産を守るため、防火対象物の指導、住宅用火災警報器設置・更新の促進、協力団体との連携強化による取組を進め、町民が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、新型コロナウイルス感染防止の徹底を図りながら、町民の安全・安心を推進していくため、消防資機材の整備をはじめ、各種研修への参加や訓練・教育の強化を行い、消防・救急・救助体制の充実に努めてまいります。

環境美化・循環型社会形成につきましては、自然と共生し、持続可能な循環型の地域社会をつくるため、ごみの減量やリサイクル、環境美化など、事業者や町民と協働し、住みやすさを実感できる取組を行うほか、環境基本計画やごみ処理計画の進行管理、災害等における廃棄物の適正処理について計画やガイドラインの策定に向けた取組を進めてまいります。

また、不法投棄や管理不全の空き地の雑草除去の指導を徹底するとともに、有害鳥獣や害虫の駆除など、快適な生活環境の保全に取り組んでまいります。

さらにPCB廃棄物処分を計画的に行うなど、適切な処理を進めてまいります。

住環境につきましては、引き続き空き家対策に取り組むとともに、日の出団地の屋根・外壁修繕や美園団地ベランダ改修、さらにはサンコーポラスの火災報知器更新など、公営住宅の計画的な修繕・改修を進めてまいります。

都市計画につきましては、将来に向けた都市再生計画の構築を行うため、都市計画マスタープランの改定に向けた取組を進めてまいります。

公共交通につきましては、コロナ禍の中においても感染予防対策を行い、安全・安心の確保と利便性の向上に努めてまいります。また、昨年、増車したデマンド交通のさらなる利用促進を図るため、一部区域の見直しと便数の増加を行うとともに、交流促進バスについても、より効果的、効率的な運行となるよう見直しを行ってまいります。

さらに地域公共交通の利便性を図るため、地域公共交通全体を総合的に検証し、交通手段の充実に取り組んでまいります。

道路につきましては、都市基盤整備の適切な維持管理として、昨年に引き続き、虎杖浜西4号通り改良舗装事業や北中央通の舗装補修事業を実施するほか、新規路線として、石山大通、若草末広通りの舗装補修事業、虎杖浜北4番線簡易舗装事業を実施してまいります。

また、橋梁長寿命化事業として、陣屋橋・飛生9号橋の補修工事のほか、白老橋については道内初となる国土交通省などで構成される「道路メンテナンス技術集団」の直轄診断を踏まえ、補修計画を進めてまいります。

上水道につきましては、安全で安心な水の安定供給に向けて引き続き、萩野・北吉原地区の老朽管更新事業を進めるほか、今後の施設改修等を踏まえた水道事業経営戦略を策定してまいります。

下水道につきましては、終末処理場の長寿命化を図るため、引き続き施設の改修を進めるほか、昨年のミックス施設の供用開始に伴い廃止する、旧し尿処理施設の解体に着手いたします。

また、ストックマネジメント基本計画に基づく老朽管の調査を進め、計画的な維持管理を図ってまいります。

主要施策の第2分野は、「健康福祉分野」であります。

思いやり、支え合い、みんなが元気で暮らせる健幸のまちを目指してまいります。

健康づくりにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、国や関係機関の協力の下、ワクチン接種事業を推進し、何よりも大切である町民の生命、安全・安心の確保を図ってまいります。

また、みんなが健やかに安心して暮らせるまちを目指すため、子ども・子育て世代への支援として、新生児の聴覚検査や不妊・不育治療や中学生へのピロリ菌二次検査・除菌治療費の助成事業を引き続き行うほか、産後ケアの実施に加え、リモートによる相談を実施してまいります。

同時に、成人の健康づくりについては、持続可能な社会保障制度の推進に向け、生活習慣病重症化予防のため、特定健診の未受診者対策の推進や、糖尿病腎症重症化予防プログラムによる栄養指導、保健指導の充実、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、歯周病検診等の実施を進めてまいります。

さらに、特定年齢の男性の風疹抗体保有率を上げるための第5期定期接種を行うほか、心の健康づくりとしてリモートでの相談実施やゲートキーパー研修を含めた自殺対策の推進を図ってまいります。

地域医療につきましては、町立病院において、発熱外来を設置以降、発熱患者の診察や検査体制を整え、新型コロナウイルス感染症を疑う患者対応に取り組んでまいりました。今後も感染対策はもちろんのこと、専門医師による外来診療体制や各種検査及び健康診断体制の構築に努めるなど、地域医療の向上を図ってまいります。

また、患者数の低迷から経営不振の続く病院経営については、コロナ禍や医師の交代も重なるなど、厳しい経営状況が続いております。最近になり、感染対策に応じた検査体制の充実化に加えて、地域医療連携室を中心とした医療機関連携の強化や回復期医療への転換が図られるなど、経営改善に向けた体制が整いつつあることから、一刻も早い病院経営改善の実現につなげてまいります。

そして、病院改築事業については、設計施工一括発注（デザインビルド）方式を前提とする改築基本計画を策定し、本年7月中の発注を目標に新病院の早期改築を進め、町民の皆様が住み慣れた地域でいつまでも安心して医療が受けられるよう地域医療の拠点づくりに取り組んでまいります。

子ども・子育てにつきましては、次世代を担う子供の健やかな成長と子育て中の親を支える

ため、訪問型家庭教育支援事業や地域子育て支援拠点事業を実施してまいります。特に、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施する子育て世代包括支援センターの運営をさらに充実し、総合的な支援体制の充実を図ってまいります。

また、発達段階に応じた養護と教育を実施するほか、ニーズに応じた幼児期の教育・保育を総合的に提供するため、時間外保育等多様化する保育ニーズに対する支援を引き続き実施するとともに、白老町保育事業運営計画を策定するなど、安心して子育てできる環境づくりを推進してまいります。

さらに、放課後児童クラブや児童会館等、学童期における子供の居場所づくりの充実を図ってまいります。

地域福祉につきましては、災害時の要援護者対策の一つとして、白老町避難行動要支援者避難支援計画を推進し、避難行動要支援者名簿等の整備を進めてまいります。同時に住み慣れた地域で人と人とのつながりを大切に、誰もが安心して暮らすことのできる支援体制を整備するため、第4期障がい者福祉計画、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画を推進するとともに、手話条例及び意思疎通支援条例の制定に向けて取り組んでまいります。

また、北海道、民生委員児童委員、障害福祉サービス提供事業所などの関係機関との連携を深め、相談・支援の充実を図ってまいります。

高齢者福祉につきましては、高齢になっても自分らしく互いに支え合い安心して暮らすことができるよう、積極的な健康づくりや介護サービスの充実等により地域包括ケアシステムを深化させ高齢者に優しいまちづくりに取り組んでまいります。

特に、要支援者等の訪問型、通所型サービスの運用や生活支援サービスのほか、各地域における認知症カフェの開催など、地域や関係団体等と連携しながら、高齢者に優しく、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりを進めてまいります。

また、コロナ禍にあっても、コロナ感染予防対策を講じた健康体操教室やヨガ教室等を開催し、コロナ禍における健康づくりや介護予防、閉じ籠もり予防の取組を進めてまいります。

主要施策の第3分野は、「教育文化分野」であります。

豊かな心を育み、生きがいを感じる学びのまちを目指すため、教育行政執行方針に示すもののほか、令和2年度において、新たに策定した白老町教育大綱に掲げた基本理念であります「ともに学びあい ころほびかせ 笑顔かがやく 教育の町 しらおい」に基づき、まちづくりの確かな基盤となる教育の創造と実践に取り組んでまいります。

スポーツにつきましては、スポーツに親しみ、健康や体力づくりの増進を図るため、体育施設備品購入事業を実施するなど、スポーツ環境の充実に努めてまいります。

民族文化につきましては、これまでのアイヌ文化振興施策・生活向上策に、地域・産業・観光振興などの施策を加えるとともに、社会情勢の変化を踏まえ、白老アイヌ施策基本方針の見直しを行い、総合的なアイヌ施策の推進を図ってまいります。

また、アイヌ文化の復興・発展のための拠点であるウポポイとの連携や、イオル再生事業による体験交流活動や学習機会、各種イベントなどを通して、アイヌ民族の歴史・文化への理解促進と普及啓発を行ってまいります。

さらに、白老地域独自のアイヌ文化を保存・伝承していくため、地元のアイヌ関連団体と連携しながら、次世代につないでいくための各種人材育成に取り組んでまいります。

人権につきましては、正しい理解と人権尊重の理念を深めるため、人権擁護委員や保護司などの関係団体との連携による人権教育を推進してまいります。

主要施策の第4分野は「経済産業分野」であります。

魅力と活力にあふれ、にぎわいが生まれる産業のまちを目指してまいります。

産業連携・雇用につきましては、地域資源を生かした個性と魅力あふれる産業のまちを目指すため、産業活動の連携強化や地域資源を生かした企業誘致、進出企業への支援に取り組み、地域経済の活性化を図ってまいります。

また、中小企業への低利融資制度による経営の安定化や企業ニーズの把握、人材誘致活動の支援、合同企業説明会の充実などを通して、雇用の確保や就業促進を図り、コロナ禍で疲弊した地域経済の回復と地域産業力の基盤強化を図ってまいります。

港湾につきましては、第3商港区の静穏度向上に向けた島防波堤の整備や施設の長寿命化に向けた点検事業、修繕事業を実施するとともに、港湾区域内の安全確保対策に努めてまいります。

また、新規取扱い貨物の開拓や港湾利用を伴った企業誘致活動を推進していくとともに、6月に予定されるクルーズ客船ぱしふいっくびいなす号の寄港に向けて、関係機関と連携し、万全の体制で受入れを行うなど、引き続き精力的なクルーズ客船の誘致活動を展開してまいります。

商工業につきましては、コロナウイルス感染症拡大の影響からの早期脱却を目指し、地域経済の支援・回復を図ってまいります。

また、観光インフォメーションセンターの機能充実や、民間活力導入ゾーンの整備推進、さらにはアイヌ文化や食等の資源を活用した新商品開発を進めるとともに、商店街などの空き店舗対策や創業・経営安定化に向け、継続的な支援・充実に取り組んでまいります。

観光につきましては、コロナウイルス感染症対策の強化を行いながら、ウポポイの開業効果を着実に地域に波及できるよう、各種施策の展開と受入れ態勢の強化を図ってまいります。

おもてなし人材育成事業による実践的な観光ガイドの研修・育成をはじめ、ポロトミンタラにおける活性化イベントの実施、観光インフォメーションセンターの機能充実、さらには、地域DMO本登録に向けた体制整備の取組を進めてまいります。

また、登別市・白老町観光連絡協議会や北海道登別洞爺広域観光圏協議会、東胆振地域ブランド創造協議会等、ウポポイを核としてこれまで以上に近隣自治体との連携により広域観光の推進を図ってまいります。

農業につきましては、本町の農業経営の基盤となる既存計画の改定を進めるほか、本町の特産である白老牛のさらなるブランド化を図るための支援を継続することにより、生産基盤の強化・安定化を図るとともに、引き続き北海道内外における販路拡大、PR活動に取り組んでまいります。

また、農畜産物の生産性向上や消費拡大を図るとともに、地域特性を生かした耕畜連携や農

福連携を推進してまいります。

林業につきましては、民有林所有者に対する本格的な意向調査を引き続き行い、今後の計画的な森林経営を促進するとともに、町有林と私有林の適正管理に努めてまいります。

また、ウポポイ関連区域であるポロト自然休養林の魅力向上・誘客推進を図るとともに、森林に対する理解促進と普及啓発に努め、新たな活用方策等について検討を進めてまいります。

水産業につきましては、近年の主要魚種の不漁を補完するため、資源管理型漁業及び栽培漁業の拡充を図るとともに、有害生物駆除による漁場の安定化と未利用魚種の利活用を推進し、生産基盤の強化と漁家経営の支援に努めてまいります。

主要施策の第5分野は「地域自治分野」であります。

共に生き共につくる町民主役のまちを目指してまいります。

町民一人一人が自立して共に生き生きと活躍するまちづくりを進める協働のまちづくりにつきましては、地域自らが主体となってコミュニティの再生を目指す取組への支援として、「がんばる地域コミュニティ応援事業」の充実を図ってまいります。

交流・連携につきましては、姉妹都市との友好の絆を広げていくため、民間活力を生かした交流を支援するとともに、町民の主体的な交流活動を推進してまいります。

また、本年は国際姉妹都市ケネル市並びに仙台市との姉妹都市提携・盟約40周年となることから、リモートによる調印式等、互いの歴史や文化について理解を深めるよう姉妹都市交流の充実を図ってまいります。

行財政運営につきましては、財政では、今年度よりスタートします新たな行財政改革推進計画を基本とし、課題としている固定費の縮減や新たな財源確保の取組を進めてまいります。

また、ふるさと納税については、新商品の開発や登録事業者の増加を図る取組を進めるとともに、企業版ふるさと納税制度を実施していくほか、地方創生につながる政策を着実に実行していくため、有利な財政支援制度を活用するなど、財源確保に努めてまいります。

行政改革では、限られた財源や人員の中で、多様な行政課題に対応し、最少の経費で最大の効果を上げられる効率的な行政運営を行うことが必要であります。

このことから、今年度から始まります行財政改革推進計画に取り組み、効率的・効果的な行政運営を推進してまいります。

以上、3年度の主要施策について、総合計画の5分野に基づいて概要説明申し上げます。

次に、予算編成について申し上げます。

国は、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、地方団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、地域社会のデジタル化や防災・減災・国土強靱化、地方創生の推進、地域社会の維持・再生等に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した予算計上を行う一方、それらの取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととしております。また、歳入面においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中、地方の安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額は、令和2年度の水準を確保することとしております。

地方財政計画であります。地方税・地方譲与税は、前年度を下回り、8.4%の減少となるも

の、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税は前年比5.1%の増加となり、さらに臨時財政対策債は、前年度を大きく上回る74.5%の増加となりました。

この結果、一般財源総額は、前年比0.5%の減額となったものの、水準超経費を除く交付団体ベースで実質前年を0.4%上回る額を確保しております。

本町においては、財政の健全化を基本に、持続可能な財政運営を目指しながらも、町民の安全安心や生活の向上への施策や、公共施設等の長寿命化のための予算を最大限確保し、事業を推進してまいりました。

3年度予算編成につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るとともに、コロナ禍において停滞した経済活動を活発化させるべく、今年度は、ウポポイ開設効果を活用した経済活性化につながる事業を推し進めるとともに、様々な町民要望に可能な限り対応するため、財源を最大限確保しつつ、町民生活に密接する施策や公共施設等の長寿命化などの事業を幅広く実施する予算を編成いたしました。

この結果、一般会計につきましては、総額103億2,000万円、前年比1億1,000万円、1.1%の減少となりますが、過去10年間で4番目に大きい予算規模となっております。

次に、歳入歳出の概要についてであります。

最初に歳入についてであります。

町税につきましては、町民税は、個人町民税が人口減少や高齢化による所得の減少が見込まれるとともに、法人町民税が新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、4,921万4,000円の減、固定資産税は、評価替えにより土地及び家屋は減少するものの、メガソーラー発電所の新規稼働などによる償却資産の伸長で7,594万3,000円の増を見込んでおり、町税全体では前年比2,343万9,000円、1.0%増の23億6,843万4,000円を計上しております。

交付金関係につきましては、地方消費税交付金が、前年比3,070万円、7.9%増の4億1,900万円を計上するとともに、法人事業税交付金が、前年比800万円増の1,500万円を見込み、交付金関係全体では、6億447万5,000円を計上しております。

地方交付税につきましては、地方財政計画で前年比5.1%の増となっておりますが、普通交付税は、国勢調査人口の減少などを考慮し、前年比2億4,000万円、7.4%減の30億円を計上し、特別交付税は、6,500万円を減額し、4億3,000万円を計上しております。

町債につきましては、通常債は、4億1,820万円、内訳として、通常一般分2億50万円、過疎債ハード分1億5,440万円、過疎債ソフト分6,330万円とし、前年比1,570万円、3.9%の増、臨時財政対策債は、1億6,370万円、74.4%増の3億8,370万円を計上しております。町債全体では1億7,940万円、28.8%増の8億190万円を計上しております。

次に、歳出であります。

経常経費につきましては、総額87億1,110万1,000円で、前年比1億3,760万7,000円、1.6%増となっております。主な増減の要因は、給与費1,585万3,000円の増、繰出金4,607万4,000円の増、公債費5,916万5,000円の減、一般行政経費1億334万3,000円の増であります。

臨時事業費につきましては、総額16億889万9,000円で、前年比2億4,760万7,000円、13.3%の減となっております。その内訳として、継続事業は91件、12億7,818万2,000円で、前年比、

2億3,633万4,000円、15.6%の減とし、新規事業は、43件、3億3,071万7,000円で、前年比、1,127万3,000円、3.3%の減により計上しております。

次に、特別会計、企業会計について申し上げます。

初めに、特別会計6事業につきましては、総額52億1,792万1,000円で、前年比9,841万9,000円の減となっております。

主な増加事業会計は、介護老人保健施設事業特別会計が1,473万2,000円の増、減少事業会計は、国民健康保険事業特別会計が4,750万円、介護保険事業特別会計が4,327万5,000円の減となっております。

次に、企業会計3事業であります。その総額は33億9,557万5,000円で、前年比3億9,336万9,000円の減となっております。

水道事業会計につきましては、収益的収支の収入で102万7,000円の減、支出で40万9,000円の減とし、資本的収支では、収入は同額、支出で1,926万5,000円の減となっております。

国民健康保険病院事業会計につきましては、収益的収支の収入、支出ともに、2,363万円の減とし、資本的収支では、収入、支出ともに、286万2,000円の減としております。

下水道事業会計につきましては、収益的収支の収入で4,016万3,000円の減、支出で1,780万9,000円の減とし、資本的収支では、収入で2億5,782万6,000円、支出で3億2,939万1,000円の減としております。

一般会計からの繰入金は、4,607万4,000円の増で、主な増加事業会計は、下水道事業会計、4,252万4,000円の増、国民健康保険事業特別会計1,288万2,000円の増であります。

以上、予算編成の概要につきましてご説明申し上げましたが、詳細については、後ほど予算案の審議に沿って担当より説明させていただきます。

以上の結果、3年度の当初予算は、一般会計103億2,000万円、特別会計52億1,792万1,000円、企業会計33億9,557万5,000円、合計189億3,349万6,000円であります。

以上、3月会議に当たり、町政に臨む私の基本姿勢と、主要施策の展開、予算の概要について述べさせていただきました。

3年度は、第6次白老町総合計画に掲げております「共に築く希望の未来 しあわせ感じる元気まち」を目指し、町政執行に邁進してまいります。

私たちの前には、コロナウイルス感染症の対応や災害などの予想もされない事態や少子高齢化、人口減少による様々な障壁が立ちはだかっています。しかし、私たちは子供たちの未来のために、決して妥協せず、確実に前進し、魅力あふれるふるさと「しらおい」をつくり出していかなければなりません。

私は、このまちには、新たな発展をつくり出す数多くの可能性が秘められていると確信しております。それらをまちづくりの糧として、お互いに明日をどうすべきなのか建設的な議論を重ねながら、共に力を合わせ、共に汗を流し、ふるさと「しらおい」の輝かしい未来を切り開いていくため、たゆまぬ努力を続けていく決意であります。

最後になりますが、町民の皆様、そして議員の皆様のより一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。令和3年度に当たっての町政執行方針といたします。

◎令和3年度教育行政執行方針説明

○議長（松田謙吾君） 次に、日程第6、教育長から令和3年度の教育行政執行方針の発言の申出がありますので、これを許可いたします。

安藤教育長。

〔教育長 安藤尚志君登壇〕

○教育長（安藤尚志君） 令和3年白老町議会定例会3月会議に当たり、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

誰もが先行き不透明な社会や予測困難な社会の到来を予想していましたが、このたびの新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、それは現実のものとなりました。

こうした急激に変化する社会においては、一人一人が主体的に変化に対応し、課題を解決していく力を身につけて豊かな人生を切り開き、持続可能な社会を築いていくことが求められますが、その実現に向けては教育の成否が大きく関わっていると言っても過言ではありません。

学校教育においては、子供たちが未来のつくり手となるために必要な資質や能力を育むとともに、よりよい学校教育を通じてよりよい社会をつくるという目標を学校と社会が共有し、「社会に開かれた教育課程」の実現を図ることが重要です。さらに教育を支える必要不可欠な基盤的ツールとしてICT環境を整備し、子供たちの学びの質を高め、教職員の働き方改革を推進する新しい時代にふさわしい学校づくりが喫緊の課題となっています。

また生涯学習においては、町民の皆さん一人一人が主体的に学んで身につけた知識・技能や経験を自己完結するのではなく、社会活動や社会貢献などに進んで関わってその成果を還元し、さらに学びを深化させるという好循環をつくり、活力ある地域の創造、本町の歴史の継承や芸術・文化の振興に取り組むことが重要であります。

教育には「不易流行」という言葉があります。不易とはどんなに社会が変化しようとも時代を超えて変わらないものであり、流行とは時代の変化とともに変えていかなければならないものです。

現在、かつて経験したことのないスピードで社会は変化しておりますが、このような時代だからこそ教育委員会としては、不易流行を視座に持ちながら、「ふるさとに誇りを持ち、多様性を尊重し、次代を主体的に切り拓く人づくり」の具現化に向けて教育行政を推進してまいります。

以下、学校教育、生涯学習の順に、令和3年度における主な施策の執行方針を申し上げます。初めに、学校教育について申し上げます。

新しい時代に生きる子供たちの豊かな成長を支え育むについてであります。

確かな学力の育成につきましては、令和2年度に改訂した第3期「児童生徒の学力向上を目指す白老町スタンダード」を基軸に、全校で確かな学力の定着を図ってまいります。授業の充実につきましては、秋田県能代市と連携した研修を引き続き実施し、派遣教師を中心に探究型授業の改善を進め、児童生徒が主体的に学ぶ学習活動の定着を推進するほか、学習支援員の配置やICT機器を活用してまいります。また、小規模校における遠隔授業の推進や、登校する

ことが難しい児童生徒へのオンライン授業の検討など多様な学習機会の保障に努め、町内全ての児童生徒に質の高い授業を提供する取組を行ってまいります。

また、公費による標準学力調査、小学校での漢字検定や中学校での英語検定の実施、北海道栄高等学校の協力の下、白老寺子屋の開催など、児童生徒の学習意欲の向上を図ります。

さらに、小中学校一貫教育、連携教育を強化し、義務教育9年間の切れ目のない学びを推進します。

豊かな心を育む教育活動の推進につきましては、校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心に、校内研修などの充実による指導力の向上を図り、児童生徒が主体的に道徳的価値について学ぶ「特別の教科 道徳」の授業を充実させてまいります。

また、いじめは人間として絶対に許されない行為であるという認識の下「白老町いじめ防止基本方針」に従い、未然防止と早期発見、早期解消を図るため、アンケート調査やネットパトロールなどによる実態把握と日常的な指導を行い、関係機関などと密接に連携しながら、いじめを生まない教育の土壌づくりに努めてまいります。不登校への対応につきましては、日常の支援を行う教育支援センター指導員の積極的な活用や家庭と学校をつなぐスクールソーシャルワーカーの増員、スクールカウンセラーや関係機関との連携を通して相談体制を充実させ、子供を取り巻く環境の改善と心の成長を支援してまいります。

さらに、子供たちの心の豊かさを育むために、学校図書館の利用促進や蔵書整備の充実による読書習慣の定着、キャリア教育やボランティア活動、福祉学習などの体験活動の充実を図ってまいります。

健やかな体の育成につきましては、各種体力調査の結果に基づき、各学校における体力向上プランの作成及び実施、体育の授業の充実や部活動の奨励、1校1実践の体力づくりに努めてまいります。

食育の推進につきましては、衛生管理を徹底し、安全安心な給食を提供するとともに児童生徒の健やかな心身の育成に努めます。アレルギー対応給食につきましては、保護者との面談、学校・関係機関との連携強化、調理員の資質を向上し、事故防止の徹底と安全確保に努めます。また、引き続き、アイヌ伝統料理や地場産物を活用した「ふるさと給食」の提供、児童生徒が選んだ献立の一部を「リクエスト給食」として提供するほか、発達段階に応じたお弁当作りを行う「子どもが作るお弁当の日」を実施し、望ましい食習慣の形成と食を通じたふるさとへの愛着や感謝の気持ちを育成します。

さらに、がん教育や薬物乱用防止教育、フッ化物洗口、ピロリ菌検査の実施を継続し、健康教育の充実に努めます。

特別支援教育の充実につきましては、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、引き続き「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用を推進し、学校全体で特別支援教育に取り組む体制を構築してまいります。また、関係機関との情報共有や連携強化を図りながら、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を充実させてまいります。

さらに、小中学校での一貫した支援を実施するため、新たに白老中学校に通級指導教室を開設し、環境整備や個別の教育的ニーズに伴う支援を行うとともに、特別支援学級担任教員の免

許取得の奨励や専門性を高める研修の実施、各校への特別支援員の配置を継続し、支援体制の充実を推進します。

次に、地域に信頼され、地域とともにある学校づくりについてであります。

ふるさと教育の充実につきましては、地域の自然や文化・歴史を大切にしながらふるさとへの愛着を持ち、夢の実現に向かって努力できる子供の育成に向けて、これまでの「ふるさと学習」の実践を発展させた「白老未来学」を推進いたします。今年度は特に、ウポポイや仙台藩元陣屋資料館など、地域施設の一層の活用を図るとともに、小中学校の発達段階や系統性を踏まえたカリキュラムの作成に取り組んでまいります。

さらに、土曜授業「ふれあいふるさとDay」を年2回、全ての小中学校で実施し、地域の方々と連携した教育活動を展開しながら、ふるさと白老への愛着を育ててまいります。

地域とともに育つ学校づくりにつきましては、各中学校区の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を軸に、保護者、地域住民の学校運営への参画を図るとともに、地域学校協働本部と連携した地域の人材や教育資源を生かした教育活動を展開することで、地域全体で子供の学びや成長を支える体制を充実させてまいります。

また、幼保小の連携に向けた白老町版スタートカリキュラムの充実やふるさと教育を中心とした小中高の連携などを通して、学びの円滑な接続に取り組んでまいります。

安全・安心の保障につきましては、家庭の経済事情などにかかわらず安心して教育を受けることのできる学びのセーフティーネットとして、就学援助の実施やスクールソーシャルワーカーの配置と活動推進、1人1台タブレット端末の活用など、様々な学習機会を提供してまいります。

また、危機管理マニュアル、食物アレルギー対応マニュアルなどの点検と見直しを図り、学校全体での危機管理体制の再確認や、関係機関と連携した安全点検を行い、事故の未然防止や防災・減災に努めてまいります。

さらに、交通安全教室や防犯教室、一日防災学校などを実施して児童生徒自ら危険を回避する力を育成するとともに、児童生徒の命を守るための教職員研修を実施し、非常時に対応した学校の救命救急体制を充実してまいります。

次に、多様化するニーズに対応した教育環境整備の推進についてであります。

学校の組織運営体制の充実につきましては、教職員が子供たちと向き合う時間を確保し、教育の質を高めるために、「白老町アクションプラン」を継続的に見直ししながら、働き方改革を推進してまいります。

特に、教職員の時間外勤務の縮減に向け、校務支援システムの活用やスクール・サポート・スタッフの積極的な活用、部活動の外部講師活用の検討、ICT機器活用研修の充実を推進し、教職員の業務に係る負担を軽減してまいります。

教育環境の充実につきましては、学校を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、地域の実情に応じた適正規模を含めた望ましい教育環境の在り方について、引き続き検討してまいります。

また、学校施設は地域にとって防災機能の役割もあることから、学校施設長寿命化計画の策定や耐震化100%の早期実現、中学校体育館のLED照明取替え工事など計画的な整備を進め、

子供たちの安全や適切な学習環境の確保に努めてまいります。

次に、生涯学習の推進について申し上げます。

初めに、社会教育活動の充実についてであります。

社会教育事業の推進につきましては、これまで多くの団体が、長きにわたりそれぞれの独自性や主体性を生かした活動を展開してきましたが、人口減少や高齢化の影響から、団体数や構成者数の減少傾向が顕著になってきております。このような状況を改善するため、社会教育団体への相談・支援活動の強化、多様な団体を結びつけるコーディネート機能の充実に努めてまいります。

また、町民の主体的なまちづくり活動への参画を促進するため、みんなの基金事業を活用した社会教育活動の充実に継続して取り組んでまいります。

青少年教育の推進につきましては、子供たちが、ふるさと白老のよさや魅力に気づくとともに愛着を育むため、町内の豊かな自然や歴史文化を学び、体験する事業を実施してまいります。

また、北海道教育委員会などが主催する中高生を対象とするリーダー養成研修に対しても積極的な派遣を進めてまいります。

成人教育の推進につきましては、公民館講座の充実により町民がまちづくり活動に意欲的に参加し、地域のつながりづくりに取り組む機運の醸成に努めてまいります。また、新型コロナウイルス感染症の流行により、多くの事業が中止になっている中で、遠隔会議システムのICTを積極的に活用した講座の充実に取り組んでまいります。

高齢者教育の推進につきましては、引き続き高齢者大学運営委員会の参画を得て、講座開設及びクラブ活動を実施することにより、高齢者の余暇活動や生きがいの創出に努めてまいります。一方、高齢化率が45%を超える本町の現状を踏まえ、長い人生経験から得られた知識や学びの成果をまちづくりに生かす機会の創出を検討してまいります。

芸術文化活動の推進につきましては、白老町文化団体連絡協議会をはじめ、町内の各文化団体と連携して町民の芸術文化活動への鑑賞機会や参加機会の充実を図ってまいります。また、先人が築いてきた地域性豊かな文化を次代に継承するため、町内の小中学校や高等学校が取り組む地域学講座への支援を強化してまいります。

文化財の活用につきましては、「陣屋の日」における体験イベントや、仙台市との歴史姉妹都市40周年記念特別展の開催などを通して、史跡や元陣屋資料館の魅力を高め、ウポポイの関連施設として来訪者数の増加を目指してまいります。

また、近年、元陣屋資料館友の会の会員が大幅に増加し、ボランティアガイドとしての専門的な知識を学ぶ機会の充実が必要であることから、先進的な取組を行う博物館や史跡などへの視察研修を行います。

文化財の保存整備につきましては、陣屋跡の文化財資源としての価値を高めるため、令和2年度に策定した「白老仙台藩元陣屋保存活用計画」で示された課題の整理や今後の整備に向けたスケジュールを明らかにするため、有識者による協議を継続するとともに、絵図面調査及び文献調査を実施してまいります。

また、町史の編さんや郷土読本の刊行により、本町の誇る歴史をしっかりと後世に伝えてま

います。

読書活動の推進につきましては、「第四次白老町子供の読書活動推進計画」に基づき、ブックスタート事業をはじめとして、発達段階に応じた適切な時期に本との出会いをつくるブックリストの配布を行っています。保護者が子供の読書の重要性についての理解を深めるための啓発などを継続し、幼少期より家族と一緒に本に親しむことができるよう、家読（うちどく）の取組を推進してまいります。

また、ウポポイが開設したことにより、町民のアイヌ文化や郷土文化に対する興味が高まっていることから、関連資料を積極的に収集し展示コーナーの充実を図ります。

スポーツの推進につきましては、スポーツ団体数の減少に伴う活動の低下が指摘される中で、体育協会や町内のスポーツ団体と連携し、団体活動の積極的な周知を図るとともに、地域スポーツ活動を継続的に行っていくため新たな人材の発掘や育成に努めてまいります。

また、指定管理者が主催する健康マラソン・ファミリーウォーキングや黒獅子旗獲得記念北海道中学校軟式野球大会の支援を引き続き行ってまいります。

健康増進活動の推進につきましては、町民の体力向上や健康づくりに寄与する講座を指定管理者などと連携して開設することにより、町民の生きがいづくりや地域コミュニティの活性化を促進いたします。

施設の整備・活用につきましては、多くの施設が建設から30年以上経過しているため、計画的な補修や大規模な改修が課題であることから、耐震化や長寿命化への対応を検討してまいります。

また、既存施設の有効活用を図るため、指定管理者の持つノウハウやネットワークを生かし、利用者目線に立った事業展開を推進してまいります。

次に、青少年教育の推進についてであります。

青少年の健全育成につきましては、子供たちの健やかな成長を見守るため、青少年センターを中心に、学校・家庭・地域が連携し、登下校や祭典時の巡回活動、近隣市町と連携した列車添乗指導などの主要事業を引き続き実施してまいります。

また、情報化社会が急速に進展し、子供たちがスマートフォンやタブレットなどの情報機器に触れる機会が著しく増えていることから、非行や犯罪、知人とのトラブルに巻き込まれないよう、関係団体と連携して、保護者や地域住民などを対象とした学習機会を充実してまいります。

地域連携による教育活動の推進につきましては、「地域の子供は地域で守り育てる」というスローガンの下に活動する青少年育成町民の会などとの連携を一層強化して、青少年育成大会や社会を明るくする運動など地域の教育力を向上させる活動に引き続き取り組んでまいります。

しらおい子ども憲章の推進につきましては、憲章を具現化するための各小中学校における取組が充実してきたことから、今後は、本憲章の考え方を地域住民や保護者などに浸透させていく活動に取り組んでまいります。

また、中学校におけるキャリア教育の一環として実施しているプロフェッショナル講演会も引き続き実施してまいります。

以上、令和3年度の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

白老町は今、大きな社会の変革期を迎える中にありますが、「第6次白老町総合計画」のまちの将来像である「共に築く希望の未来 しあわせを感じる元気まち」を実現するためには、人づくりの基盤となる教育行政の役割は重要であります。

教育委員会といたしましては、「白老町教育大綱」及び「白老町教育振興基本計画」に基づき、学校・家庭・地域や関係団体、町長部局と連携して、教育推進基本理念である「ともに学びあい

こころひびかせ 笑顔かがやく 教育の町 しらおい」の実現に取り組んでまいります。

町民の皆様、並びに、町議会議員の皆様の一層のご理解とご支援を賜りますよう心からお願いを申し上げ、令和3年度教育行政執行方針といたします。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時20分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次の日程に入ります前にお諮りいたします。議案の内容等によりまして先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

これより議案の審議に入ります。

◎議案第1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第12号）

○議長（松田謙吾君） 日程第7、議案第1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第12号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） それでは、議案第1号の説明をさせていただきます。

令和2年度白老町一般会計補正予算（第12号）。

令和2年度白老町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,432万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億4,729万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年2月24日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(松田謙吾君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。ほぼ全部の款にわたる補正予算でありますので、区切りをつけて質疑を行います。まず、歳出から質疑に入ります。議案第1号の24ページをお開きください。24ページから33ページ、第1款議会費から2款総務費までの歳出について、質疑があります方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) それでは、次に行きます。次に、34ページから47ページ、3款民生費の歳出について、質疑があります方はどうぞ。

5番、西田祐子議員。

○5番(西田祐子君) 39ページの乳幼児福祉費、ほかの款にも関係はあるのですけれども、特に医療費なのですけれども、乳幼児の医療費397万7,000円、それと子ども医療費助成事業881万2,000円、これだけ減っているということはコロナウイルスの中でも医療費が非常に減っている。これは原因は何なのか、その辺もうちょっと詳しく説明していただければと思います。

○議長(松田謙吾君) 岩本町民課長。

○町民課長(岩本寿彦君) ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

子ども医療費ですとか乳幼児医療の部分、今回減額補正をさせていただいているところがございますが、今年度につきましては先ほどおっしゃったとおり、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして受診を控えるという動きがございます、そういったことが影響していると捉えてございます。乳幼児医療につきましては、これは例えば乳幼児医療費の受給資格者の受診件数でございますが、3月から8月分の診療分で前年同月で比較をいたしますと、令和元年度が2,961件ございました。これに対して令和2年度につきましては1,585件と、対前年比で54%ほど低い状況ということになってございます。このようなことから、大人もそうなのですが、子供の方々も病院等への受診を控えているという状況が見えてきているというようところでございます。

○議長(松田謙吾君) 5番、西田祐子議員。

○5番(西田祐子君) 今健診とかいろいろなものが減っているというのはいいのですけれども、実際にはこれによって特に困ったとかなんとかという弊害とかは別に何も起きていないと理解していいのでしょうか。この傾向は今年度も続きそうなのでしょうか。実際に病院に行っている患者も少なくなっているとは聞いておりますけれども、一番心配なのは、子供のここのだけ聞いたというのは親が嫌がって連れていかないのか、それとも大丈夫なのか、その辺を一番心配しているのですけれども、その辺だけお答え願いたいと思います。

○議長(松田謙吾君) 村上病院事務長。

○病院事務長(村上弘光君) 当院の小児科の受診状況でお答えさせていただくと、2月まで

511名、今年度でございます。昨年度が2月までの同時期で1,208名、697名落ちているというような状況でございます。パーセントにすると59%。今町民課の課長のほうからもありましたけれども、当院につきましても半数以上小児科の患者が減っているというような状況がございますので、コロナ禍におきまして3月に入りましても同じような状況で、当院でいきますと月、若干今増えていますけれども、大体月60名ぐらいというような状況でございます。例年でしたら100名超えてくるような月の患者数なのですけれども、まだこれは当分の間続くかなということで医療機関としては想定してございます。

〔「分からないんだね。親が嫌がっているのか、子供が連れていかなくても大丈夫な状況なのか、その辺は分からないということでしょう」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 岩本町民課長。

○町民課長（岩本寿彦君） 大変申し訳ありません。私どももそこまでは調査しておりませんので、お答えはできないというような状況でございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。私からは43ページのアイヌ文化理解促進事業の負担金、補助及び交付金の400万円減額になっておりますが、こちらの部分のまず見込みと実績、なぜこのような減少になったのか、その要因についてお伺いしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（笹山 学君） 負担金の減少なのですけれども、当初は1回券の入場者のほうを1万人ということで多く見込んでいて、年間パスポートの利用についてはすみません。具体の詳しい人数は今手元にないので、概数になってしまうのですけれども、それが400名程度だったのですけれども、これが1回券の見込みのほうの内覧会を実施したことによって、内覧会のほうではなるべく多くの方に見ていただくということでございまして、年間パスポートを国のほうの方針の部分で優先的に発行したという部分があって、最終的に5,316名が年間パスポートを発行するような形で、1回券の利用については逆に年間パスポートの利用が多かったので、240名程度ということで少ないような形になりまして、トータル的に数字の部分当初の見込みの部分と国の方針の部分と変更になった部分で負担金の部分が200万円程度減少になったという、そういったような状況になってございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。今私が危惧するのは、報道や調査報告の中でいくと町民の皆様のウポポイに対する関心度が低かったというようなことも報道されていたように記憶しておりますけれども、ウポポイが開設されている我が町において町民の皆さんの関心度が低いという報道内容は私も少し残念な思いであったのですが、その部分についての対応というか、その辺の部分をもどのように考えているのか。関心度が低いというのは、それは事実だったのかどうか、分析結果で。それも確認させてください。

○議長（松田謙吾君） 笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（笹山 学君） ウポポイの年間パスポートの先ほどの5,300名について

年代別に分析をしてみました。対象者が約1万5,000人で5,300の方が申請をしているので、大体33%が全体の平均なのですけれども、60代、70代の部分だと40%を超えたり、40%近い申請がありました。逆に年代が下がっていくうちに、30代、20代とかとなっていくうちに申請の率も下がっておりまして、20代では一番低くて約20%程度でございました。若い方の関心が低いという部分があって、そういった方々に対しては普通の広報のほかにSNSとか、そういった部分で発信をすることによってより理解が上がっていくということで、1月中旬に「蔵」のほうでロン・モンロウという中国のタレントの方のイベントを行ったのですけれども、それに合わせて来ていただいたときにウポポイの映像ですとか、白老町の地域の旅館ですとか、お店のほうを回っていただいて、そういったものについてを映像にしたものがあるのですけれども、それについてユーチューブのほうに掲載しておりまして、そういったユーチューブとかSNSの発信によって若い方々についても関心度を上げていただこうというような、そういった取組を行っているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。今20代、30代という関心度が低いというところもあるというところでありましたが、関心度の低さだけではなくて、今回のコロナ禍によってその部分が敬遠されたというところは、これはとても私は大きいのではないのかなと思っております、その辺が関心度の低さよりはコロナ禍の状況において年間パスポートのほうも利用は増えなかったと私は考えているのですが、その辺の町の押さえについて最後確認させてください。

○議長（松田謙吾君） 笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（笹山 学君） 年間パスポートのコロナ禍の部分、議員ご指摘のとおり影響があったかと思えます。現に7月の内覧会で取っている方だと1年間有効なので、翌年の7月なのですけれども、コロナの部分があるので、もうちょっと申請を待とうということで1月のお尻のほうに設けている方もおりました。現に1月だと申請のほうは、11月、12月だと本当に一月100人、150人程度まで落ち込んだのですけれども、また1月、締切りのときには600人程度まで上がったということで、そういったコロナの影響の部分があった部分もあるかと思えます。

あとまた、町といたしましてもなるべく多くの方々に年間パスポートを取っていただきたいという部分で、役場庁舎だけではなくて11月以降生活館のほうとか、そういったところにも臨時の窓口を設けまして、なるべく申請しやすい機会を提供してきたというような形だったのですけれども、最終的には平均で33%というような形になってしまったというのが現状でございます。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。31ページ、2点質問いたします。

ふるさと納税推進PR事業と地区コミュニティの支援事業について伺いたと思います、まずふるさと納税の推進PR事業におかれては、一定額の確保を目指して受入れチャンネルの対応の増加など様々な施策を取り入れて画期的に、意欲的に取り組んでこられたと承知してい

るのですが、結果としては5億円から4億5,000万円となる見込みとしての事業費の減少見合いということの予算上程となっています。まず、これの要因として、毎年様々な要因で我が町のふるさと納税の納税額にも影響を受けています。例えば競合となる類似自治体の取組だとか、あとは商品が物すごく多額の寄付金を集めてしまっていて全国的に何か落ち込んだ年もあります。ですので、これが本町の原因になるのか、それとも今広がっている全国的な部分の押さえが何かあるのか、その部分の要因を伺いたいと思います。

また、地区コミュニティの支援事業におかれては、これは本当に私はこの事業を評価しています。町長の執行方針にもありましたとおり、共に力を合わせ、共に汗を流しと。そういったふるさと白老を共につくっていくという観点から見ても、これはそういった思いに直結をしている事業ではないのかなと考えています。その補助金の部分が残念ながら92万2,000円の減額補正となっていて、これをどのように捉えているのかどうかについて伺いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 2点ご質問いただきました。まずは1点目、ふるさと納税についてご答弁させていただきます。今私どものほうで押さえている決算見込みと申しますか、予定としましては現在、細かい数字は別としまして約3億8,000万円ほど2月末で納入になっておりまして、既に昨年の3億7,000万円を超えているような状況になっております。このまま3月まで決算を迎えますと、4億円までには到達できないけれども、近い数字になるのではないかなという期待も込めて思っているところでございます。先ほど議員からお話がありましたとおり、様々な要因があって増減、ふるさと納税毎年額が変わっていますけれども、町としては様々な取組をしていった中で、できるだけ増額といいますか、多く寄付していただけるような環境を整えていきたいなということで取り組まさせていただいております。今年度につきましては、ラインを使ってポップを上げたりですとか、また新たにふるさと納税のサイトを増やしたりですとか、様々な取組をさせていただいた部分が少し影響しているかなとは捉えておりますし、北海道初となる百貨店のサイトの開設ということも、北海道の中では一番最初にやらせていただいた部分もございますので、そういうところが少しプラス要因になったのかなというところもあります。コロナ禍の影響というのも少なからずあるかと思っております。全体的なお話をさせていただくと、例えば緊急事態宣言下の中で人が外に出られない中で、通信販売ですとか、そういったものもすごく伸びているような報道もあったように押さえております。そのような中においてもふるさと納税に注目されている部分はあったのかなということで、これは自治体間で様々なところかとは思いますが、全体的には押し上げているようなこともあるのかなと捉えてございます。

それから、地区コミュニティ支援事業につきましては、今年度につきましては1件だけということで、ウポポイ開設に合わせて大町、それから東町の方で花壇整理をはじめとしたものを夏場にやっていただいたということでご活用いただいたということで、こちらとしても環境美化も含めてそういうことをやっていただいたことに使われたということにはすごく感謝と申しますか、まちをきれいにさせていただくということにつきましては、ウポポイ開設に合わせてやっていただいたことはすごく意義のあったことだなと思っているところでございます。ただ、

町内会活動もそうなのですけれども、各町内会においても今このコロナ禍の中で人が集まって何か会議をするのですとか、何か一緒に行動といいますか、行事をしようというところがなかなか進まなくて、今年度につきましては残念ながら活用としては1件しかできなかったということで、今後においてはコロナ禍のことも含めて、できるだけ活用していただくようなことも含めて考えております。今町内会を中心に例えば手を取り合って複数の町内会でやっていただくような仕組みになっておりますけれども、決して町内会だけではなくて各種団体といいますか、地域活動をされている団体とも一緒に合わせながら地域コミュニティの活性化に資する取組に対してこういうようがんばる地域コミュニティ応援事業を推進できるようなことも、もっとこちら側としてもPRさせていただいて、ご活用していただくということで地域コミュニティの活性化になっていけばいいなというようなところでもっともっとPRさせていただければなと考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。まず、地区コミュニティの支援事業については十分に理解できました。私がまさに訴えたかったのは、この事業、今町長の執行方針にもありましたとおり、協働のまちづくりを進めていくために地域自らが主体となってコミュニティの再生を目指す取組の一環としては、このがんばる地域コミュニティ応援事業は充実させていくという方向性を示されています。そういった部分で、ではどう利活用を図っていくかという部分では使いやすさが何より大事ではないかと思います。今連合町内会が主体となって初年度大変魅力的な活動が展開されて、また一方ではそこまでは頑張れないという町内会の現状もありました。そういった部分を例えば複数の町内会だけではなくて単位町内会としても取組を進め、またまちづくり団体がたくさん活動されています。そういった方たちが利活用できるような仕組みづくり、そういったことで地区コミュニティ支援事業が一層充実して執行率が上がっていくことで協働のまちづくりが進んでいくのではないかと考えています。

あと、ふるさと納税のPR事業ですが、これについてはまちの元気をつくり出していく事業だという捉えで、より一層力点を置いていくべきではないかと考えています。道銀地域総合研究所の調べでは、上位20自治体、ふるさと納税獲得の、この中には北海道が、きちんと数えていますけれども、本当に全国でもトップクラスの数。名前を挙げれば根室市だとか、上士幌町だとか、様々な町が先駆的に取り組まれていまして、白老町も当初の数十万円の時代から億単位でここまで獲得できるようになったのは感慨深いものがあります。この部分で関係人口等の創出の部分や、あとまちの雇用にもつながる部分、そして魅力発信、こういったことを重ね合わせると、より一層充実させていかなければいけない。では、どうやって充実させていくかという話なのですけれども、そろそろ民間の事業者の皆様にもより一層参入を促す、またはふるさと納税に対応した商品開発を進めていただくと。民間活力を支援していくという姿勢が必要ではないかと捉えています。実際にハンバーグだとか、いつときは全国ランキングに載るような取組になって、今は一定底堅い人気を集めていますけれども、そういった成功例もありますので、そういった部分を見せながら事業者の意欲を駆り立てて、翻ってふるさと納税の充実にも努めていけるのではないかと考えますが、それについての見解を伺います。

○議長（松田謙吾君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） ふるさと納税の件でございます。今議員からおっしゃられたとおり、民間活力と申しますか、町民皆様と申しますか、そういった力を合わせてやらないと、なかなかこの先伸びていかないのだろうなという捉えでございます。例えば新商品開発なのですが、先ほど上位ランキング20位とかというお話もありましたけれども、その平均の品数と申しますか、返礼品の数を数えますと、かなりの品を出しているというところが分析した傾向として出てきております。本町に考えてみますと、まだまだ追いついていないという状況がありますので、やはり品数を多くしていくという取組も、また新商品の開発も事業者の皆様ともご協力しながらやっていかなければならないということもございまして、例えばハンバーグ一つ取っても、同じ1万円のご寄付でもハンバーグが5枚来るのか、6枚来るのかという、そういう世界の部分も実は競争の部分もございまして、その対応をするために町として何ができるかという、これは国のルールの中で返礼品に係る経費が5割、それから商品の部分が3割という部分がありまして、ぎりぎりまで、どの辺までやったら3割持つていけるかという、では肉の量をどれくらいにすればとかという、そういう細かい部分も事業者の方と相談しながらやっていかないと、全国各地で今出ておりますので、そういうことももう少し見極めながら、分析しながら、事業者と相談しながらやらせていただきたいなと考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） それでは、なしとして、次に46ページから53ページ、4款環境衛生費の歳出について、質疑があります方はどうぞ。

10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 53ページの2目、(3)、一般廃棄物広域処理経費なのですが、1,300万円ほどの減額ということで、説明で少しあったのですが、確認をさせてもらう意味で、この減額に主要因となるのが余剰生成物のクリンクルセンターでの処理とお聞きしていたのですが、その中身というか、詳しい詳細をもうちょっとお聞かせ願えればなと思います。

○議長（松田謙吾君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 一般廃棄物広域処理のほうの今回の1,300万円の減額の中身でございますけれども、今年度余剰生成物をクリンクルセンターのほうにおきまして処理をするという予算組みを当初予算で組まさせていただきましたところなのですが、コロナ禍の影響もありましてスタートが遅れたことも一つの要因はあるのですが、実際の焼却処理の中で余剰生成物自体を投入することによって焼却炉の不具合が著しく生じることが判明いたしまして、予定数量としては約500トン程度を今年度処理するという予定だったのですが、実際のところ年間でも十数トンレベルしか処理ができないということが、年度の当初の中では大丈夫ということだったのですが、残念ながら試験の結果でそういった形でクリンクルセンターでは処理できなくなったという状況が判明したところであります。したがって、昨年12月議会のほうでも若干ご説明させていただいたのですが、今この余剰生成物を実際処理できる事業者、これが

昨年度燃料ごみの処理をお願いした苫小牧市内の事業者のほうと実際余剰生成物が処理が可能かどうか、年度内で今試験等を行う部分を若干、15万円程度今予算を残させていただきまして、次年度におきまして可能であれば当初で組まさせていただきますが、クリンクルセンターではないところでの余剰生成物のほうを処理を進めていきたいという形で変更させていただいた状況でございます。

○議長（松田謙吾君） 10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 現在苫小牧の業者と調整中ということでございますが、今後方針はそちらのほうに移っていくのかなと思うのですけれども、その経費の対比、これは今まで考えていたクリンクルセンターでの処理と、今後、今調査中ではありますけれども、そちらのほう若干高くなっていくのかどうなのか、または同じぐらいで考えていけるのかどうなのか、その辺のお考えが分かれば教えていただきたいと思えます。

○議長（松田謙吾君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 経費の部分でございますが、登別市内に持ち込む収集運搬と苫小牧に、距離という部分でいけば距離が伸びることでの収集運搬経費が実際のところ増額になる想定でございます。処理単価につきましては、現在調整中なのですが、おおむねトン2万円前後というところでほぼ同様な数字ではないかなと。ただ、広域処理に至りましては、それぞれ可燃物、不燃物、資源物というような形でラインごとで処理単価が異なるものですから、約2万円としか言わざるを得ないのですが、そういった部分の中でいきますと若干の収集経費が上がると。ただ、予算の組立てがどうしてもこの時点の検討なものですから、3年度の当初予算としましては、今トン2万円の経費の中で余剰生成物の残量が約3,000トンということになっていきますけれども、その中でできる量を3年度内に処理を進めて現在調整中ということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（松田謙吾君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

次に、52ページから61ページ、5款労働費から7款商工費までの歳出について、質疑があります方はどうぞ。

6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） まず、57ページ、農業と商業とやりますけれども、農業は白老町の基幹産業ですので、いろいろな振興策を練っていると思うのですけれども、そこで57ページの(5)の白老牛のブランド強化学業についてです。これについて、白老牛ブランド強化学業減額していますよね、全額。それで、これは前から白老牛のブランド強化を図るため、執行方針においても地域団体商標登録の取得をすると、これ目標を掲げていたのです。それで、1つとしては減額したその原因と理由、そしてまたこの中に中国企業による商標登録、これ申請するよと、こうなっていたのですけれども、これらの状況についてどうかと、これと関係あるのかどうか分かりませんが、新聞報道されて中国が商標登録するとかいうことがありますけれども、その部分についてもどうなのか。その2点まず伺います。

それと、59ページの商工会の補助金です。これ285万円減額、流用されています。昨年かなり大きな額があったのですけれども、予算が上がっていませんでしたのですけれども、どういう処理をしたのか分かりませんが、まずその理由と、商工会がいろいろコロナ対策でやってもらったのですけれども、総括的にコロナ禍による中小企業との緊急支援事業等をはじめ多くの国の交付金で施策が打たれていましたけれども、その結果大体コロナの対策、交付金の事業は終わりそうになりますので、そこで白老町も中小企業の経営状況、そして地域商業、経済とか環境の現況はどう認識されているのかなと、少しでもこういう交付金あるいは施策を打ったことによって商売をやっている人方、地域の経済が底上げになったのか、あるいはその影響がなかったのか、その辺の分析結果をお聞きしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 三上農林水産課長。

○農林水産課長（三上裕志君） まず、私からは白老牛のブランド強化事業の関係についてのご質問であります。白老牛のブランド化につきましては、平成21年8月に白老牛銘柄推進協議会、これを設立しまして生産者や販売加工業者及びその関係者の連携の下、今日までブランド管理やPR活動を行ってきたところであります。地域団体商標の登録の申請に当たりましては、今の銘柄推進協議会では申請できなくて、法的に設立根拠のある団体、例えば協同組合ですとか、商工会、NPO法人など、そういったところでなければ申請できないということになっているものですから、これまでの任意団体、銘柄推進協議会に代わる新たな団体の設立、これが必要となっております。現在その設立に向けて課題や問題点を含めて整理を行っているところであります。

それと、中国企業の件であります。中国企業によります白老牛商標の登録申請に対する今の状況でございますが、白老町が国内で取得している図形商標、これを引用したというか、ほぼ同じような形の図形なのですけれども、その図形3点が中国国内で登録申請されたという事実が一昨年12月に確認されております。その申請に対する異議申立てを中国国家知識産権局というところに対しまして昨年2月に行ったところであります。5か月後の7月7日、この日に異議申立てが正式に受理され、審議されていたところなのですけれども、異議申立てした3件のうちの1件につきましては先月、2月25日に裁定が下されたといった内容がホームページ上では公開されております。残り2件につきましてはタイムラグがありましたので、来週あたりには裁定が下されるのかなと思いますけれども、裁定の内容につきましては書状が届かないとネット上では現在見られない状況ということになってございます。

○議長（松田謙吾君） 臼杵経済振興課参事。

○経済振興課参事（臼杵 誠君） 私のほうから商工会補助金についてお答えをさせていただきます。

商工会の補助金については令和元年度の執行残で600万円ほど、ちょっと大きな額があったところではあります。ご質問の内容が令和元年度にも関係してくるので、元年度のお話からさせていただきますと、元年度において商工会のほうで退職者が複数発生をいたしまして、その後任者がなかなか見つからなかったというところで主に人件費の執行残が発生したところでございます。今回につきましては、予算編成時においてはすぐに後任者が見つかって、人件費

の基準といたしますか、についても結果的に後任者が若返ったといたしますか、ある程度若い方が後任で来たというのもあって、結果的に令和2年4月の段階では人件費がそれほどかからないということが判明したということがあって差額が285万円といったことになってございます。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） コロナの経済対策等々について私のほうからご答弁させていただきたいと思います。

コロナの部分につきましては、商工会のご協力をいただきながら各種事業を実施させていただきまして、これまで多様な施策について皆様に給付金等々お届けすることができたのかなと思ってございます。そういった中で現在の現状の経営状況というようなことではございますが、3月5日までに町内の各事業者には調査を我々実施してございまして、これは昨年から数えまして4回目、大体3か月に1回ずつさせていただいているのですが、1回目は非常に皆さん悪いというような状況になってございました。2回目、3回目というのが一旦悪化の状況から改善してという経過が出ていたのですが、今回4回目は年明け前後からの緊急事態宣言ですとか、あとはG o T oトラベル、そういった部分も含めまして、あとは長引くコロナ禍というようなことで、非常に皆さん見通しが悪いというようなことへの回答をいただいているかなと思ってございます。明日以降の代表質問等にも関わりますけれども、特に飲食ですとか宿泊については非常に悪いというような回答をいただいておりますので、コロナのお金を使いながら支援はしておりますけれども、現在の経済状況、それを回復といたしますか、しっかりと底上げまでというようなところにはまだ至っていないかなと、今後も必要に応じて支援してまいりたいと考えているところです。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

まず、前田議員の再質問からどうぞ。

6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） それでは、白老牛のブランド化について。

まず、答弁で新たな団体の設立が必要とありました。なぜこれが今になってこういうことなのかなと。当初予算で施策づけするときに当然政策形成の中で整理されていた問題だと思うのです。そういう問題が1つあるのと、それでは白老牛の、今答弁があったのだけれども、ブランド管理を行うには、そしたら新たな団体が必要なのかということです。これから見れば協同組合とかでなければ駄目だと書いているのだけれども、それでは行う団体に必要なものなのですかということと、中国のものが今答弁があって、まだ2件ぐらい分からないという話もあるのだけれども、最初の商標登録の部分もう駄目なのかどうか、中国の部分。それと、先ほど答弁があった部分絡めて、中国の案件であるけれども、今後どのような流れになっていくのかということでもあります。

次に、商工会の部分絡めて、これ去年も、今答弁がありましたけれども、約700万円ぐらいが人件費の不用額。これ3月というか、年度途中での補正で落としていないのです。それはどのような形になったのか分かりませんが、今年も285万円。商工会、白老町の経済団体です。そういう振興施策の団体がこういうふうにならざるを得ないのか、定着することに対して本当に町と商工会が経済団体として活動できる体制にあるのかどうか。どうも去年、今年とこういう部分が出てくるのだけれども、その部分。

それと、もう一つ関連で聞きますけれども、今富川課長がいみじくも今の白老の経済の状況がありました。私なりにまとめると、コロナ禍の拡大で、深刻でこの影響を受けていると思いますよね。そして、町長も執行方針でもあったけれども、冷え込んだ地域経済、こういうことで非常に厳しい経営環境にあると、こう言っています。そこで、こういうことも踏まえて今年度の、今年度ですよ、新年度ではなくて。執行方針で小規模企業の振興に関する条例の制定及び基本計画の策定を進めると町長は執行方針で大きな施策を掲げているのです。それで、私条例を見てきたら白老町小規模企業振興基本条例というのがあって、これを見たら年度末、令和2年3月16日に公布されていました。しかし、その条例を基に策定すると言っている基本計画の策定がなっていないはずなのではあるけれども、これどうなっているのですか。これ非常に大きな問題です。この2点を伺います。

○議長（松田謙吾君） 三上農林水産課長。

○農林水産課長（三上裕志君） 白老牛のブランド管理を行う団体についてというご質問でございます。銘柄推進協議会の設立後10年以上が経過しました。白老牛のブランド化を図る上ではブランド管理のほか生産者や販売者の利益向上につながることも必要であります。ブランド管理を含めて今までは行政が事務局を担ってまいりましたけれども、それにも限界が今生じている状態かなと感じています。これからは生産者及び加工業者が自ら主体となって、自らブランド管理を行いながら利益向上を図るような、そういった意識改革が必要であると考えております。

それと、中国の関係ですけれども、中国の案件につきましては字体も全く同じですし、図柄についても白老町の図柄に装飾を加えただけといったような形のもので、当然白老町の主張が認められるものとは思っていますけれども、万が一異議申立てが認められなければ、そのまま中国の企業に商標は取られてしまうといったような形になってしまいます。ただ、それとは別に異議申立てが認められた場合、認められて中国企業が裁定に不服申立てをしない場合については、すぐさま白老町としては商標の出願登録のほうを進めたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 臼杵経済振興課参事。

○経済振興課参事（臼杵 誠君） 商工会補助金についてのご質問でございますけれども、令和2年度の285万円の残ということについては、先ほどと重複する部分もございますが、人の入れ替わりと申しますか、というところでございますけれども、後任者が事実上令和2年の2月、3月に入ってきたというところもあって予算上の計数としては若干結果的には多くなったというようなところがございますが、商工会の人が定着するというようなところについては、たまたま今回複数の人事異動と申しますか、退職が発生はいたしましたけれども、町としては日々

中小企業対策も含め、今年度でいえばコロナ対策も含めて商工会と連携しながらいろんな政策を進めていると、そんなことになっておりますので、今後もそのように連携しながら商工会の活動とともに我々も動いてまいりたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 商工会の補助金の関係につきましては、今臼杵参事が申し上げたとおりなのですが、商工会は町の経済団体としては筆頭といいますか、そういうような団体でございますので、団体の運営支援ですとか、そういった部分も含めて今後も連携してまいりたいと思っております。

それから、小規模振興計画の関係でございます。昨年3月の議会の中で小規模振興条例の制定を可決いただきまして、その後本年度中に振興計画を策定するというようなお話をご説明させていただいたかと思っておりますが、いろいろと小規模の関係につきましては、小規模事業者への聞き取りですとか、そういった部分も踏まえて膝を交えて計画を策定するというようなご説明もさせていただいていたかと思っております。そういった中ではなかなか今コロナ禍で、本来こういった計画の策定に取り組むことが必要であったかなと思っておりますが、今年度においてはまずはコロナの経済対策、それぞれの事業者の体制維持というようなところの施策に特化して、少し振興計画の策定が遅れているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 地域団体商標登録については役場のほうでも努力しているけれども、ある程度限界があるけれども、今後は申請できる団体に働きかけて自主自立でやってもらうよう指導するというのでいいのかどうかということ。

それと次に、小規模企業振興基本条例に関わる基本計画ができなかったという理由を言ったけれども、条例の目的を見たら具体的に3項目から4項目の施策が列記されているのです。当然そうすると、コロナは別にしてそれはできるはずなのです。

それと、まだ2年度の補正予算だけれども、冒頭で町長が3年度の執行方針を話しましたが、非常に経済対策に力を入れるような言い方をしています。その中においてそういう執行方針で、年度当初に方針で上げたものがなぜ今頃になってできない話になるのかと。これは予算がついていないから、黙っても落ちたかも分からないけれども、私たまたま商工会の関係で調べたらこういうのが上がってきたから、それで当初の、同僚議員もこれは質問しているのです。そういう部分であったのです。そういうことでもう一度、ということを前提に、まず計画策定が進んでいない現状において、コロナ禍と今言ったけれども、こういう時期においてこそ小規模事業者に対する支援強化を具体的に進める必要があると思うのですけれども、計画されていないことは、これは大きな問題だと思うのです。

それと、もう一点、竹田副町長に伺いますが、先ほど言った白老牛のブランド事業、これは白老町の、今白老牛を振興する大きな基幹産業の一つです。その施策です。それと、今言っている中小企業の振興条例関係も大きな商業振興で、これは2つとも年度初めに町長が執行方針でうたっているのです。明言しているのです。これは非常に重いものがあるのです。そこで、竹田副町長、事業担当副町長として、これ年度間あるいは四半期ごとの事業の進捗状況の進行

管理なんかはやっているのかどうか。そんな中で出てくれば事業がどうしてもできないよという事は理解しても年度途中で整理されてくるはずなのです。なぜ年度末、あと2週間もない中で、できませんでしたとなってくるのですか。これは副町長としても施策進行管理をする非常に重い責任があると思うのですけれども、それも併せて伺っておきます。

○議長（松田謙吾君） 三上農林水産課長。

○農林水産課長（三上裕志君） まず、私のほうからブランド管理団体の件についてお答えいたします。

前田議員おっしゃるとおり、先ほど答弁したとおり、自主自立といいますか、自ら今後の管理運営をしていただきたいというような思いを持っておりますので、全く役所側としては任せっきりになるわけではなく、当然そういった協議の場には参画しまして、そういった方向に進むように協力してまいりたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） まず、中小企業関係の計画の部分での進行管理というのですか、といった部分でのお答えになります。

その計画をつくっていくという中で、それは1年間の中での期間という中で、どこでできないとか、そういった部分での進行管理というのは当然私のほうでやっていかなければならないと思っております。ただ、今回につきましてはそういった進行管理が不十分だったという部分もありますので、大いに反省して、今後についてもそういうことがないように進行管理をしっかりと計画をつくっていきたくて考えていますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 今副町長から大ざっぱな話がありましたけれども、3答目で質問したこの計画が策定されていないことは大きな問題であると。この部分の原因が、なぜできなかったということに触れていないのです。それで、大きな問題だと認識されているのかどうか。副町長は別にしても担当課がやらなかったのだから。これはきちんと中で整理をしておかないと、来年以降どうなるか分かりませんが、しなかったかどうかということのほかにもそういう政策形成の中で、ここまできて議会から言わなかったらこんな大事な基本計画がつかられないで流されていたということに対する、私は町長が年度当初で施策、執行方針でこういうことをやると言っているながら1年投げたおいたという、そういう組織の政策形成の在り方の問題を言っているのです。だから、担当課長からもう一回、本当に大きな問題と認識されていたのかどうか、課の中で。あと、今言った残りの部分もう一回お願いします。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 小規模振興計画につきましては昨年、繰り返しになりますけれども、3月議会で条例可決いただきまして、その中で新年度に計画策定させていただきたいというようなお話もさせていただきました。そういった中で、今年コロナ禍の対策ということで先ほど言い訳みたく私を私も申し上げましたが、そういった中で課の中で協力しながらやっていくという体制にはあったかとは思っております。しかしながら、現在まで策定に至っていないということにつきましては大変申し訳ないと思っております。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 政策の部分です。執行方針の中にも定めた政策については非常に大きなことだと認識しております。ただ、今回につきましてはつくることができなかったという部分については、今課長のほうから答えた部分もありますので、改めて課の中も含めて、私も含めて検討しながらつくっていきたいと思っています。

○議長（松田謙吾君） ここで先ほどの西田祐子議員の質問に対する病院事務長より答弁漏れがあるそうです。

村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 失礼しました。先ほど3款民生費の4目乳幼児福祉費の関係で町立病院の小児科の患者数につきましては前年度対比ということで申し上げたところなのですが、まず患者数が相当、先ほど前年対比59%、かなり外来患者数が落ちてございます。落ちた要因、また保護者の方がどのような捉え方をしているかということで、これは町立病院、町内で唯一小児科を標榜している医療機関でもありますので、確認してまいりましたので、ご報告したいと思います。まず、先ほど外来につきましてはかなり減っているということで59%減ということなのですが、対して各種予防接種、これは乳幼児の関係ですと例えばかロタだとか、ヒブだとか、三種混合だとか、いろいろ各種予防接種がありますけれども、こういった予防接種につきましては前年度対比変わっていないということでございます。対しまして外来が落ちているということで、これはどういうことかということで、当院に来院しているお母様方のご意見と、多数のご意見ということで伺ったところコロナの関係で医療機関を敬遠しているのがあると。それと、これは当院に限った話かもしれないのですが、当院の院内に発熱外来を設置しているということが昨年2月からありまして、当院の中、来た方はよく御存じだと思うのですが、発熱外来についてはうちの外科の処置室、こちらを一部転用してやっているということで大変小児科から近いところに配置しております。そういったところから、発熱外来、率先して受けている医療機関ということも小児科の小さいお子さんを抱える保護者の方から見ると、その辺りは心配だなというようなご意見が結構寄せられていたというところがございます。この発熱外来、ようやく今外のほうに設置のほうが終えたということでございますので、今後その辺り安心して小児のほうにもかかっていたいただけるような周知をまた医療機関としても取っていく必要があるかなと捉えております。

○議長（松田謙吾君） 次、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なければ、次に進みます。62ページから73ページ、8款土木費、9款消防費までの歳出について、質疑があります方はどうぞ。

6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 69ページです。優しく言いますので、聞いてほしいと思います。69ページの（2）の町営住宅の改修事業です。この中に議案説明で末広団地調査業務委託料、これ約500万円、当初予算計上額丸々なのです。それが落ちています。それで、議案説明では他の用途もあるところから減額したと、こう言いましたけれども、これ当初はこの業務委託の地質調

査になっていますけれども、大きな項目でいけば（仮称）末広団地町営住宅建替事業のための前提となる事業になっているのです。これ委託料を全額減額して、他の用途もあるという説明がありましたけれども、もう少し具体的に説明をしてください。

○議長（松田謙吾君） 下河建設課長。

○建設課長（下河勇生君） 委託の分の減額の関係でございます。こちらにつきましては、以前よりお示ししておりますとおり、末広2丁目に（仮称）末広団地の建設予定の考えは基本的には変わっておりませんが、建設予定地には他の公的な施設の建設の可能性もあるとの内部の議論がございました。それとともにこちら建設予定地につきましては、津波による浸水予測の高さが現在1メートル未満でございます。それが今後浸水予測の高さが変更になり得るということもありまして、今後建てる場所がふさわしいかどうかということも内部で議論がありました。それを見守っていて今回業務委託につきましては地質調査ということで、建物を建てるためのボーリング調査とかを行いながら進めるところで、そのところも見守っていた結果、今回この部分につきましては、まずは再度整理をさせていただきたいために減額補正をさせていただいたという経緯でございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 答弁ちょっと理解できないのです。だから、私は落としたかどうかというのではなくて、これ他の用途もあるという説明でしたから、そして今公営住宅を建てることの考えは変わっていないけれども、公的な施設云々という言い方をしている。よく分からないのだけれども、端的に伺うけれども、他の用途もあるということと今の答弁がちょっと引っかかるのだけれども、そこからいうと、この地での町営住宅の建設は先送りをして他の区域での建設も考えているのだよと、そういうような大きな施策転換したということになるのか、その辺だけはっきりだけしておいてください。

○議長（松田謙吾君） 下河建設課長。

○建設課長（下河勇生君） 他の公共機関といいますのは、実際は町立病院が建て位置に関しまして内部で議論がございました。最終的に町立病院につきましては現地で建て替えとなりましたので、この部分につきましては現在他の用途ということでは考えておりません。あくまでも末広団地につきましては当初予定している末広2丁目に建てるという考えであります。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 竹田副町長、お聞きしますけれども、今他の用途もあるということは具体的に用途があるということですか。今の答弁では分からないのだわ、建てると言っているけれども。

それと、当然そうすると町のほうに公営住宅のマスタープランありますよね、いろいろと建て替えするとか計画。では、これ仮にここの建設予定地でも今回地質調査をしないということは建設時期が、どう想定しているか分からぬけれども、延びるということもあるよね。だから、そういうことも全部含めて、マスタープランを含めて、代替地になるのかどうか分かりません。トータル的にそういうことを整理をして、そして今日の補正予算の他の用途もあるからということ落としたことになるのか。言葉は悪いけれども、今別な形で使っていて当面ここ

での用途は続いていくから先送りして、いつかは公営住宅を建てることにするみたいな話なのか、先ほどとまた同じことを言うけれども、他の用途があるから、全部委託料を落としてしまったのだ。そうすると、なぜ落としたのか、落としたことによってどういうことが起きるのか、そういうことを整理されてこれが出てきているのですか。マスタープランとの整合性、建設費なんかはどうなってくるのですか、そしたら。それは全部整理されて今日提案されているのですか、これ。落としたということは。そこまでやらないと当然、予算を上げたということは、私ばかりではなくほかの議員からだって質問があるはずですよ。そうだよ。何も怒っていないから。政策形成の話をして、言葉の言い方が悪いから、私が悪いのだけれども、そういうことで政策に関わることがいとも簡単にやって、担当課長が精いっぱい答弁しているのだけれども、伝わってこないのです、大きな政策転換なのかどうかということが。これ以上言いません。どうですか。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 公営住宅の関係です。まず、用途という部分なのですけれども、先ほど課長のほうからも少し話がありましたけれども、まず津波が浸水の高さが今回変わるという部分がありまして、町立病院の建て位置の津波も検討の一つとなったのです。現地での津波対策をやっていけるという部分に最終的にはなったのです。その過程の中で、もし例えば3メートル以上だとか、4メートルとかと建築関係で対応できないとすれば、その場所でなくて少し線路から北側のほうといった部分のときに予定している末広団地のところはどうかということも内部で議論されたのです。それで、そういった理由が1つあることと、それからもう一つは津波の関係で、そもそも公営住宅のところも浸水が約1メートルなのですけれども、そこがもし2メートルになったときにその建物をどういう形にしていくのかといった部分を含めて再度検討しないと駄目だと判断しました。それで、今回につきましては調査費を落とさせていただいて、令和3年の段階、新年度でその津波の部分の高さもはっきりしてくる部分もありますので、そのことを含めてもう一度整理をしていきたいということです。それで、計画としては長寿命化の計画の中では確かに押していくような形になりますけれども、建て位置とか、そういった部分については津波の影響がなければそのまま、その形の中で進んでいきたいといった部分で今回予算を落とさせていただいたということでございます。

○議長（松田謙吾君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） それでは、なしと認めます。

次に行きます。72ページから83ページ、10款教育費の歳出について、質疑があります方はどうぞ。

3番、佐藤雄大議員。

○3番（佐藤雄大君） 3番、佐藤です。小学校教育振興一般経費から、司書の関係だっと思うのですが、こちらの現状と今後採用予定があるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 学校司書につきましては現在2人いらっしゃって、もう一名

配置して学校図書館の充実を図るということで今年度取り組んでまいりました。苫小牧のハローワーク、それから室蘭のハローワーク、どちらにも出させていただいたり、個人的に知り合いのいる方にお電話をかけさせていただいたり、いろいろ働きかけを行ってきたのですが、問合せ等はございましたが、結果令和2年度は採用に結びつかないということで今回減額ということにはなりました。再度令和3年度で予算を上程させていただこうという考えになりましたときに今の採用要件が司書の資格を持っている方というところの部分がハードルが非常に高いというところも鑑みまして、司書の資格をこれから取ろうという予定がある方という要件緩和も含めて考えようというところで話を進めておりましたが、つい昨日ハローワークのほうに応募がございましたので、この方これから面接等させていただきませんが、その方の要件が大丈夫であれば、令和3年度予算をいただけるようでありましたらその方を採用したいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 3番、佐藤雄大議員。

○3番（佐藤雄大君） 3番、佐藤です。ありがとうございます。理解いたしました。またこういった事態といたしますか、誰かが辞めたりという事態も予想されるため、今後も引き続き対策していただきたいと思いますと思いますが、最後その点だけ伺いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 議員のおっしゃるとおり、今いらっしゃるお二人はとてもベテランで、年齢的にもある程度の年齢になっていらっしゃる方がお二人いらしていただいておりますので、今後若い方などもどんどん採用できるような形を考えつつ、きちんと学校図書館の充実を継承していけるような採用も含めて見通しを持ちながらやっていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 79ページもよろしかったのですよね。79ページの文化芸術人材養成事業なのですけれども、ここもそうですけれども、その前にもあったのですけれども、地域おこし協力隊事業についてなのですけれども、あちこち見ましたら随分地域おこし協力隊の助成金、補助金ですか、カットされていますけれども、結局は今年度、平成2年度何人採用されて、何人途中で辞められたのかなど。そこをもうちょっと詳しく説明していただきたいなと思っております。というのは私たち議会のほうで政策研究会のほうで地域おこし協力隊の方々と懇談なんかしまして、白老のまちづくりに非常に地域おこし協力隊のメンバーの方々はいろいろな知恵を持って白老のまちの中で活躍していただいているなど、そういうふうには私たち議員は認識させていただいているところがございます。ところが、どんどん、どんどん辞められていっているような状況の中で、最終的に結局何人お願いして、いつ、どのような状況で辞められたのか、その原因は何なのか。では、令和3年度以降は地域おこし協力隊に対してどのような町として考えていかれるのか。

それと、もう一つ、白老町として地域おこし協力隊の方々に対してどのような考えを持って今までこの1年間接してこられたのか、それでこのような状況になっているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 地域おこし協力隊のご質問でございます。もし答弁が漏れていたら、申し訳ございません、そのときはお話をさせていただければと思います。令和2年度において採用させていただいた方は2名採用させていただいております。1名の方が春に採用されて夏に退職というか、途中で辞められました。その理由としましては、もともと観光の事業をということでお勤めになって、お勤めというか、地域おこし協力隊として活動していただいていたのですけれども、自分で、ソロでといいますか、自分の力だけで観光のガイドツアーといいますか、そういった事業をさせていただきたいということで、そのような形でやられたということで聞いてございます。まだその方は町内に当然いらっしゃるということでございます。

今後の地域おこし協力隊の考え方については、地域おこし協力隊の本旨といいますか、もともとの考え方の部分で都会というか、そういうところから来てもらって白老を再発見してもらい、地域おこしをしていただくというような、魅力の再発見といいますか、そういうような活動に従事していただきたいという考え方については従来から変わってはおりません。それで、新年度予算の部分にも関わりますけれども、現在観光の部分と、それから文化振興、それからアイヌ関係で今地域おこし協力隊の募集をさせていただいているというような状況になってございます。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 全体で何名かと伺っていたつもりなのですが、それについてお答えがなかったのですけれども。

それと、地域おこし協力隊の方々、新しく地域おこし協力隊を卒業されたら補助金とか出ますよね。それも返還しています。それについての説明もないのですけれども、ないと言ったら聞いていないかもしれないのですけれども、協議会の説明のときはご本人の希望によってということなのですが、ご本人がお金を要らないと言っている理由は一体何なのか。また、私たちが今地域おこし協力隊のことについて懇談会までやったということは、白老町の人口減少対策の中で地域おこし協力隊の方々の力というのは非常に大きいというのが私たち議員の共通した意識なのです。その中で今年度も観光、文化、アイヌの関係で募集はしていますけれども、途中でどんどん辞めていかれたら意味があるのかなと思ったりなんかまして、やはりどこかにそごがあるのではないかなと。地域おこし協力隊の方と白老町の間にそごがないのか。そのそごがあるために、それを埋めてくれる機関がないのかということをお前は前にも聞いたことがあるような気がするのですけれども、そういうような接着剤みたいな、緩衝材みたいな、その中に入って地域おこし協力隊の方々をサポートしてあげられる体制がないと駄目だと思うのです。都会からいきなり来た若者たちがこの田舎の白老町で住んでいて、ほとんど知っている人もいない中でやっていくというのは、それも白老町と委託契約みたいな状況です。その中では結局は若い青年というのですか、若い人たちにしてみたら自分たちが白老のまちと契約して、それに合っているのか、合っていないのかということも非常に悩みだと思うのです。そういうこともきちんとやっていかないと、こういうような状況になっていくのではないかなと私は勝手に思っているのですけれども。現実をよく分かりませんが、でも、とにかくもうちょっときちんとしないとダメなと思います。そういう意味で聞かせていた

できます。

○議長（松田謙吾君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） ただいまの質問でございます。現在地域おこし協力隊、すみません、数が間違っていたら申し訳ないのですが、6名いらっしゃいます。まず、先ほど言いました卒業時の100万円のお金の返還の部分でございますけれども、決して返還ということではなくて、卒業された後に自分の計画があって1年後のときにいただきたいというお話ですので、決して要りませんよということではなくて、その使い方に今計画されている部分があるので、1年後にいただきたいというお話でお話は伺っているところでございます。

それから、中間組織の、中間組織といいますか、接着剤という表現もありましたけれども、以前にも西田議員のほうからこれはご質問、一般質問等でいただいている話でございます。確かに本当におっしゃるとおりだなと思っておりますし、これから地域おこし協力隊が卒業されている方々がどんどん増えていくような格好になりますので、そういう経験を基に、そういう活動ができるのかどうかということも含めて今検討させていただいております。そういう方たちの生の声といいますか、経験談も踏まえた中で新しい方を迎えるというような形がベターではないのかなと今考えておりますので、そういったことも今言われた部分も含めて今後十分検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

それでは、次に進みます。82ページから87ページ、12款公債費から14款諸支出金までの歳出について、質疑があります方はどうぞ。

6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 87ページの14款の基金管理費の中で基金積立ての部分から補正予算、現時点で決算見込みの推計についてお聞きしたいと思います。

まず、大黒課長に確認しますが、今回の補正12号で退職手当、次年度以降の分では別にして財政調整基金に1,900万円、ここを見れば分かりますけれども、公共施設整備基金に1億5,000万円、備荒資金積立てに3,000万円、合わせて積み立てた額が1億9,900万円にもなります。それに3月現在なのかな、補正予算、末での繰越金の額が5,300万円あります。これを合わせると2億5,200万円になるのかな。これに本当は病院の繰出金の2,200万円が財源振替しているから、本来なければこれも浮いてくるはずなのだけれども、それは別にして、この2億5,200万円、まずこの部分が結果的に剰余金の扱いになるのですよね、積立てはしているけれども。この部分が歳出で約1億円ぐらい、今回の補正予算で歳出が1億円ぐらい減っています。それもありますけれども、なぜこれだけ、私は年度末とか決算委員会でいつもこの額を聞いている前提は、年度途中これだけ、財政運営上やむを得ないのかどうかは別にしても年度途中で先ほど言ったように精査して、ある程度住民サービスとかいろいろなものに、やっぱり事業を起こしたほうがいいのかという考えから言っていることですから、なぜそしたらこれだけの金額が剰余金として出たのかどうか、その辺の分析をお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 今回の一般会計補正予算（第12号）の不用額についてなのですが、もちろんこの中には増額もありますけれども、減額分だけを合計しますと一般財源で約1億9,900万円というような額になってございまして、前年度は1億3,000万円ということなので、約6,900万円ほど今回は多く不用額が出ているという状況になってございます。この要因でございまして、今回大きな減額要因としては公債費の元金利子というのがありまして、これを合わせて6,800万円でございます。元金の5,000万円という部分をまずは説明をさせていただきますと、2年度予算の公債費の積算については元年度の借入れ見込額を想定して、そこからシミュレーションして公債費、元利償還金の額を出すということをやっております。元年度の借入れ見込額が当初約12億円ぐらい借り入れる見込みの中で公債費を積算しておりましたが、元年度末にミックスの関係で過疎債ハード事業分が大きく繰り越すということになりまして、このミックス事業が繰り越すことによって、ほかの橋梁ですとか、道路ですとか、この辺の過疎債を充てている借入分も合わせて全て次年度に借入れとなることで、ここで約5億円程度の借入れが2年度に移行したと。その影響が大きくて逆に元金、利息も含めて減額したという状況でございまして。そのほか今回大きなものとしては一般廃棄物の広域処理ですとか、あるいは人件費の2,400万円ですとかというようなことで大きく減額したほうが多くて今回は不用額が昨年と比較して大きくなったと分析しております。ただ、今回は逆にこれまでの議会との議論も踏まえまして、かなり今回の補正予算は特にシビアに減額をしているというところもございまして、なるべくその減額した部分はきちんと積み立てて、これまでの決算剰余金が多く出ているという部分を多少なりとも是正したいというようなところも働いていて、このような額になっているという状況でございまして。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 今の起債の部分は、補正予算も上がって分かります。ただ、ここにきて当初予算で計上したものが丸々落ちていたり、事業が途中で精査されないで落ちた。これは財政課長に言っているのかどうか分からぬけれども、当初予算の査定は甘さとかシビアさがなかったから、こういう不用額も生じてくると思うのです。もう少し当初予算で厳しくやって、その分を別な事業に充てるとか、前回は同じことを言っていますから、今不用額が出たことが大きいというのはそういうこともあるのです。そういう部分も含めて今回2億5,200万円も出てくるということ。

それと、もう一回伺っていきます。そうすると、今3月末の不用額が出ていますけれども、また出納閉鎖で出てきますよね。今は10万円以下は更新しないみたいですから、不用額。そうすると、私の見込みでは1億5,000万円から2,000万円出ると思うけれども、1億5,000万円に抑えても2億2,000万円に達したら4億円以上出て、これまでの剰余金と同じ額になるのです。当然3月の特別交付税の関係があるから、多少増えるか、減るかは分かりません。そういう形で、やっぱり今年も、この四、五年のずっと4億円から5億円の剰余金になってきている。そういう部分で間違いはないですよ。まずそこだけ。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○**財政課長（大黒克己君）** 昨年のこの時期の補正予算についても先ほど申しました約1億3,000万円程度の不用額が出て、そのときも公共施設と整備基金に1億3,000万円、あるいは備荒資金にも3,100万円という積立てをしております、今回もこの2億5,200万円から約1億9,000万円の積立てを行っておりますので、昨年と比較しますと逆に不用額は減っていると考えております。ただ、この額がこれで当然だというようなことではなくて、前田議員のおっしゃるとおり、査定甘さという部分もありますし、そこは今年度も、3年度予算編成についてもキャップ制を導入するなど、かなりシビアな査定をしたつもりでございますので、徐々にではありますけれども、この辺の剰余金の減額という部分は今後も多少なりとも続いていくものと考えてございます。

○**議長（松田謙吾君）** 6番、前田博之議員。

○**6番（前田博之君）** 町民から超過課税毎年2億5,000万円ぐらい入っているのです。そういう負担も考えて、4億円から5億円の繰越金、剰余金を出すということは町民に還元されていないということも言えるのです、出た数字だけを押しえると。いろいろな理由については分かります。ただ、結果ですから、こういう額を見るとそういうことなので、私はもっと有効に、町民にインフラから、あるいは教育、ほかの行政サービスでももっと気配りして、予算を本当にシビアに組んで町民に還元してほしいな、そういうことの観点で言っているのです。まずそれ。

それと、もう一つ、病院の関係なのだけれども、病院は後で質問しますけれども、病院が9月、12月かな、それで今回の財源振替で2,200万円の追加繰入れがありますよね。これを合わせると全部で1億4,500万円ぐらいになるのです。これは年度途中です。今年度。この部分も、仮の話をしたくないけれども、お金があるから、病院に赤字を積立てさせないで不良債務を抑えるために約1億5,000万円出ているのです。裏を返すと財政がある程度潤沢だったから、病院に関して出せたという部分の解釈もできませんか。

○**議長（松田謙吾君）** 大黒財政課長。

○**財政課長（大黒克己君）** まず最初に、前田議員のおっしゃった町民にきちんと還元するというような考え方は私どもも同様の考えを持ってございまして、もちろん結果的にはこのような剰余金が出て、なおかつそれを積み立てる状況になっておりますので、決して積立額をこのままずっとプールしているわけではなくて、これも町民の皆さんに還元して事業を組み立てるということでございますので、この辺はご理解いただきたいと思います。

それと、病院の繰り出しの関係です。確かに年度途中で追加繰り出しが約1億4,500万円というようなところ、かなり高額な金額になっております。このうち5,500万円については財政調整基金から取崩して対応させていただいております。残りの部分は、今年度はコロナ禍の中でなかなか厳しい経営を強いられるだろうという想定の下に、9月の一般会計の決算剰余金をある程度途中の追加繰り出しという部分も想定した中で繰越金を確保していたという状況も実際はございます。しかしながら、その中で対応できたということは剰余金が多かったということももちろん言えるところでございますので、その辺については今後もシビアに見ていきたいと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

それでは、次に行きます。歳入に入ります。6ページから7ページまでの第2表、繰越明許費補正、第3表、地方債補正について、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

それでは、8ページから23ページまでの歳入全般について、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

歳入及び歳出全般について質疑漏れがあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第12号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時15分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議案第2号 令和2年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

○議長（松田謙吾君） 日程第8、議案第2号 令和2年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

岩本町民課長。

○町民課長（岩本寿彦君） それでは、議2―1をお開きください。議案第2号 令和2年度

白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）。

令和2年度白老町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,905万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8,078万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月24日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

2番、広地紀彰議員。

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。端的に聞きますし、もし手元に数字がなければ後ほどで結構ですので。補正予算書の8ページ、9ページの療養給付費なのですけども、これ傾向としてでも結構です。今速報値の段階では出ていないと思うので、1人当たりの療養給付費の道内順位はどのように整理されていますか。もし分かればで結構です。傾向としては道内順位大分落ちてきているのではないかなと。落ちてきているというのは、つまりいい傾向ではないかなと捉えているのですが。後でもいいです。

○議長（松田謙吾君） 岩本町民課長。

○町民課長（岩本寿彦君） すみませんでした。令和元年度で申しますと、1人当たりの医療費につきましては白老町41万7,686円となってございます、令和元年度。北海道の順位といたしましては53位ということです。ちなみに、北海道の1人当たりの医療費といたしましては41万3,568円ということで、4,000円ほどまだ令和元年度につきましては白老町のほうが1人当たりの額としては高いというような状況でございます。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。これで終わりにいたしたいと思うのですが、これ確かにまだ若干全道平均額よりは多少上がっている部分はあります。ただ、これ相当順位は改善しているはずなのです。その数字は聞きませんので、それで間違いはないはずです。その要因なのです。恐らくですけども、保健指導や各種の保健の取組、そういった部分で重症化予防を図られている部分があるのではないかと捉えています。これから高齢化率がもう45%を突破する中で、国保だから違いますけれども、重症化の中で心疾患や、また腎臓関係の方たちが多かったと。そういった重症化の中でそれをどうやって防ぐかという取組を長年にわたり続けてきた成果が一つここに現れているのではないかと感じています。そういった現場の保健師の人たちの保健指導の努力への評価や適切な人員配置の中でこれからの健康づくりに邁進されたいと考えますが、最後その見解を伺って終わりにしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 岩本町民課長。

○町民課長（岩本寿彦君） 私どもは国保加入者のための健康という部分で取り組んでおります。それで、当然こちらのほうについては健康福祉課、高齢者介護課とも連携をいたしまして、3連携ということで取り組ませていただいております。そういったところで先ほど議員のほうからもお話がありました脳疾患ですとか人工透析、そういった重症化予防に取り組んできている結果が、順位は別として町民1人当たりの医療費につきましても白老町は平成29年は44万2,253円ございました。それが令和元年は41万7,686円ということで一定の成果が出てきておりますので、こういったものは特定健診を通じて保健指導といったものにつなげて、国保加入者の方々の健康寿命といったものはしっかり取り組んでいかなければならないと考えております。

○議長（松田謙吾君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 令和2年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 令和2年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（松田謙吾君） 日程第9、議案第3号 令和2年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

岩本町民課長。

○町民課長（岩本寿彦君） それでは、議3-1を御覧ください。議案第3号 令和2年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）。

令和2年度白老町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ348万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,998万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月24日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 令和2年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 令和2年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（松田謙吾君） 日程第10、議案第4号 令和2年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） それでは、議4―1をお開きください。議案第4号 令和2年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）。

令和2年度白老町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,415万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億7,523万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月24日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 令和2年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計
補正予算（第3号）

○議長（松田謙吾君） 日程第11、議案第5号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） それでは、議5—1をお開きください。議案第5号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）。

第1条 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款病院事業収益、既決予定額10億5,297万7,000円、補正予定額554万9,000円、計10億5,852万6,000円。

第2項医業外収益、既決予定額4億7,061万7,000円、補正予定額554万9,000円、計4億7,616万6,000円。

第1款病院事業費用、既決予定額9億2,797万7,000円、補正予定額マイナス97万3,000円、計9億2,700万4,000円。

第1項医業費用、既決予定額9億2,447万4,000円、補正予定額マイナス97万3,000円、計9億2,350万1,000円。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的収入、既決予定額4,967万円、補正予定額マイナス293万円、計4,674万円。

第1項出資金、既決予定額1,297万円、補正予定額マイナス293万円、計1,004万円。

第1款資本的支出、既決予定額4,967万円、補正予定額マイナス293万円、計4,674万円。

第1項建設改良費、既決予定額4,967万円、補正予定額マイナス293万円、計4,674万円。

令和3年2月24日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 病院の繰入金というのか繰出金、決算についてお聞きしておきます。

ということは、今は町民の間でも病院の先生が辞めるということで非常に関心度が高いです。それと併せて病院がどうなるのだろうかというような声も聞きますので、今年度の病院の決算についてお聞きしたいと思います。

まず、1点として外科の先生をはじめかなりの先生、3人ほどですか、辞めるのですけれども、それに対して病院のほうに患者というか、町民の方々からなぜという電話も入っていると思うのですけれども、これから病院の先生どうやってなるのと入っていると思いますけれども、そういう電話等の、苦情でなくてもそういうお話があるかどうか、それがまず1点。

それと、先ほども質問して聞きましたけれども、2回の繰り出しで1億2,500万円出ています。それで、今回が2,224万7,000円、財源振替と言っていますけれども、実績は繰出金になるのです。そういう解釈でよろしいですよ。そういうことで今回の補正での財源振替での2,247万円の繰り出しを受けますけれども、3月末での決算見込みでの不良債務は発生しないのかどうかということを確認だけしておきます。それと、決算見込みが分かれば答弁願います。

それと、回復期の病床設置というのか、これまで私も再三質問していますけれども、ずっと遅れてきているのです。それで、12月は外科の先生が決まったので、今度は外科の先生が担当するから云々と言っていますけれども、その先生も辞める。それで、今日冒頭で町長から行政報告で内科の先生が決まったということがあるのですけれども、この回復期の病床の開設というのか設置状況、実際どうなっているのか、いつから実際に始まるのか。なぜかといったら、こう言っているのです。町立病院の医療拡充と赤字を解消する打開策として回復期病床の取得を今年10月でやると言っていたのだけれども、ずっと延び延びになっているのですけれども、これはどうなっているのか、その3点伺っておきます。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） まず、1点目の今回外科の先生が3月で辞めます。また、内科の常勤医師が2月で退職、また内科の非常勤医師が3月ということで一気にこの2か月で3人辞めるということで、町民の方の反応、こちらにつきましても当院のほうにもかなりお電話、また照会のほうは来ているというところがございます。まず、多いのが主治医ということで、かなり長くいらした先生もいるものですから、例えば自分の受診、また薬の処方等は今後どうなっていくのだというような照会というのも来ております。またあと、外科の先生については当院も7年ぶりに10月に確保した常勤医師だったということもありまして、短期間だったので

すが、大勢の患者が外科医、また救急医ということで接している患者も多かったものですから、惜しむ声というのはかなり届いております。その声の中には一度ご自身のご都合等いろいろ事情があるので、辞めるのは仕方がないのだけれども、できればもう一回来ていただけないかだとか、あとは今後の外科の早く常勤医師も欲しいというような要望も含めて私のところにも寄せられているというところでございます。

あと、2点目の不良債務の発生、また決算見込みというご質問でございます。今回ご質問にあるとおり、財源振替2,200万円、一般財源のほうに振替ということで、実質一般財源の繰り出しが3回目というような形で、今回の金額を入れると既に4億2,500万円というような繰り出しになっているというところでございます。その中にある不良債務がどうなのだというようなところなのですが、まず資金不足というところでお答えいたしますと、今回の財源振替の2,200万円、この部分で何とか病院会計としては今年度の決算は迎えられるというところがございます。ただ、不良債務というのはまた考え方が違いまして、かなり資金繰りが今年は厳しかったというところでございます。また、今回はコロナの関係がありまして、9月の議決いただいた予算の中でコロナの対策の交付金、緊急包括支援交付金というのが3,250万円あります。こういった部分の交付金が、実は今うちもかなり事業を今年度1年通してやったということなのですが、一度病院会計で肩代わりをして、それから入ってくるというようなお金でございまして、実際この3,250万円、決算期には間に合わないということなんかもございます。あとは今1月に、実質2月に内科医師1人お辞めになって常勤医師2人になったということなのですが、ここにきて外来患者数、入院患者数かなり戻ってきております。1月以降につきましては入院患者が20名を超えたりだとか、今になって患者数は増えているのですが、この2月、3月の診療報酬というのは2か月遅れで入ってくるということなんかもございまして、3月31日の決算期には間に合わないというところでございます。こういったところからいくと当院今回の決算の状況としては未収金というのは増えるのですが、現金預金はかなり少ないという状況でございまして、今の試算でいくと約2,000万円ぐらい繰り出しをいただかないと不良債務が出てしまうというような状況でございます。診療報酬、今査定の中でいろいろこれから計算されてくるものですので、確固たる決算の押さえではないのですが、現状としては今のままだともう2,000万円ぐらい最終日に追加繰り出しをいただかないと不良債務が出てしまうというところで、大変厳しい状況ということで捉えてございます。

最後の3点目、回復期医療のご質問でございます。先ほど前田議員ご質問ありましたとおり、先ほど言いました10月に入った常勤医師、外科医ということで、まず地域包括ケア病床、こちらのほうの施設基準のほうは大変遅れたということなのですが、無事施設基準のほうはクリアしたというところでございます。ただ、1つ問題がございまして、地域包括ケア病床は取得したのですが、その中で診療報酬でのいろいろ加算ということがございます。当初は外科の先生ということで、その辺り運動リハビリテーションという1つ加算がございまして、こちらのほうが外科の先生も深い精通度というところで運動期リハビリテーションについては加算が取れるだろうということで、我々も先生のご指導を仰ぎながらやっていたというところでございます。ただ、御存じのとおり3月で退職になってしまったということもございまして、この

運動期リハビリテーション自体は内科の先生であっても、ほかの専門家の先生でも取れるのですが、当初の外科の先生と、外科領域の先生でなければ加算の部分では厳しいかなというところでございます。ほかの専門家の先生が運動期ではない、例えばがんとか、心臓血管だとか、そういった部分でのリハビリテーションの部分で算定が取れば、またそちらのほうで考えたいなと思っているのですけれども、外科の先生を失ったというところは病院にとっては大きいかなというところで収益の部分についても影響は出るかなというような捉えでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） これから2,000万円必要だということになれば、先ほど言ったこれを足すと、令和2年度でのもし2,000万円が追加補正になれば、トータルすると1億6,700万円になるということですよ。まずこの確認。

それと、現時点での決算見込みでは、今答弁がありましたけれども、約2,000万円の追加繰入れがなければ不良債務が発生するという可能性が大きいということですよ、まず。ただ、3,250万円入るけれども、これは新年度の会計に寄与するということですので、単年度でいけば2,000万円なければ不良債務と、非常にデッドラインにあるということだと思います。

それと、回復期の病床について話がありましたけれども、先ほど言ったように回復期の病床を開設することで経営改善を図ると言ったのだけれども、結果的になかったということですよ。これの影響額もかなりあると思うのですけれども、その辺と、もうこれで終わりますけれども、理事者としてこの追加繰り出し1億6,700万円という、この額に対してどう思うのか、経営状況も含めてどのような基本的な姿勢を受けているか、それだけ伺います。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） まず、先ほど1件、経常損失の見込額の答弁が漏れてございました。経常損失の見込額が今年度単年度で約5,300万円の赤字で押さえてございます。

それと、回復期の関係なのでございますけれども、病床を取るのに先ほど言った外科の先生の運動期リハビリテーション、こちらを受けられる患者が、では今後地域包括を始める上で何人ぐらい入ってこれるかというところで、その患者を入れる寸前での今回退職の決定ということでございます。何分3月でお辞めになるということで、今から患者を入れてリハビリテーションを続けていくということが物理上可能なのか、その辺りも含めて次の先生の、当然専門のこともございますし、これは院内の中で今精査しているというところでございます。金額的な部分としては、残念ながら今はまだそういった患者がいなかったというところもありまして、お幾らぐらいというところでまだ算定はできないというところでございます。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今るる事務長のほうから今年度の病院会計についてお話がされたわけでございますけれども、病院担当の理事者の一人として非常にゆゆしき事態だと強く認識をしております。そして、責任も感じております。1年間で追加繰り出しが今もありましたように1億6,700万円ということは、これまでの4年間で、今年含めて赤字が4年、29年から赤字決算になっていますから、4年目になるわけですが、非常にその中でも大きな追加繰り出しとなります。その要因について私なりにこれまで事務長、それから院長先生等含めて話の中、

それから経営の状況を押さえる中で、1つは先ほどからもありますように、コロナの感染状況による診察控えというのがまず大きな要因にあるだろうと思います。それから、もう一つは医師の確保が当初予定していた時期よりもずれたと。それから、収入の面においても今事務長から答弁があったように、回復病床、回復によって外科医を入れて、そして報酬の加算ということを見込んでいたところがなかなかそう簡単にはいかなかったと。それから、もう一つは老人保健施設を抱えながらの病院運営である中で、内部において集団感染をさせないという、そういう考え方というか、そういう慎重さが入院患者の獲得につながっていったいなかったと、そういうことが大きな要因になるのではないかと考えております。ただ、そうはいつでも今病院改築に向けて建設が始まるという、こういう中での繰出金の多さは、しっかりとこのことのあるりようについて理事者として押さえながらこの改善策を考えていかなければならないということは重々思っています。今もありましたように、何とか感染外来が今まで病院内部の中に造られていたものが外に設置されました。それによつての感染のリスクの分散が少しできてきているということも患者の今後の取り方につながってくるのだらうと思ひますし、それから今事務長からもあったように、1月平均入院が14人だったところが2月は21人になっております。それから、外来のほうも1月は99人だと思ひますけれども、99人が今は107人になってきております。そういうふうにして、ここにきて遅いということはあるのですけれども、院長先生のほう、それから医療従事者の皆様方にもるこの経営の在り方についてお話をする中で、何とか今回復に向けて進められてきております。

それから、もう一つは今朝の行政報告の最後にもありましたけれども、何とか医師確保が、今4月から1人確保するわけですけれども、それにプラスした形で確保する見通しが立ちました。そういうことの医師確保ができてきたというところ、外科の先生ではないですけれども、内科の先生が入ってくることで常勤医3人体制が整うということも今後患者獲得にはつながっていくことになるだらうと思ひています。

それから、もう一つは地域医療連携室の形をしっかりと、これまでも今年度からつくり出して様々工夫する中でなかなかうまくいかないところもあったのですけれども、その体制を改めてつくり直していくことによって、急性期で外に出ていた患者の獲得を積極的にセールス的な部分も含めてやっいていこうという財政づくりを4月からつくり出していこうと思ひています。そういうことも鑑みて、非常に厳しい今状況で、繰り出しのことからいけば本当に厳しいご負担をまた町民の皆様方にかけているということについては責任を十分感じておりますが、今言ったような少し明るい材料もある中で何とか病院改築に向けてのさらなる一歩を踏み出していきたいと思ひておりますので、今後とも繰出金に対する依存体質を少しでも、少しでもというか、全く払拭するように理事者、町長を先頭にしながら、そして院長との連携を組み合わせながら改善を図ってまいりたいと思ひております。

○議長（松田謙吾君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 令和2年度白老町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（松田謙吾君） 日程第12、議案第6号 令和2年度白老町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間弘樹君） それでは、議6―1をお開き願います。議案第6号 令和2年度白老町下水道事業会計補正予算（第2号）。

（総則）

第1条 令和2年度白老町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 令和2年度白老町下水道事業会計予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億7,458万7,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億7,658万7,000円」に、「損益勘定留保資金2億1,536万3,000円」を「損益勘定留保資金2億1,736万3,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、既決予定額7億7,881万円、補正予定額1,900万円、計7億9,781万円。

第1項企業債、既決予定額2億8,910万円、補正予定額900万円、計2億9,810万円。

第2項国庫補助金、既決予定額2億6,570万円、補正予定額1,000万円、計2億7,570万円。

支出、第1款資本的支出、既決予定額11億5,339万7,000円、補正予定額2,100万円、計11億7,439万7,000円。

第1項建設改良費、既決予定額5億3,009万6,000円、補正予定額2,100万円、計5億5,109万6,000円。

（特例的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条の2中「4,910万5,000円及び9,241万円」を「5,129万1,000円及び8,914万

1,000円」に改める。

(債務負担行為の補正)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる限度額を次のとおり補正する。

次のページに移りまして、事項、水洗便所改造資金利子補給、既決予定額10万円、補正予定額6万5,000円の減額、計3万5,000円。

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的、公共下水道事業債(公共下水道)、既決予定額1億8,740万円、補正予定額900万円、計1億9,640万円。

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

取得する資産、種類、車両、名称、クレーン付トラック、数量、1台。

令和3年2月24日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(松田謙吾君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 令和2年度白老町下水道事業会計補正予算(第2号)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長(松田謙吾君) 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号 例月出納検査の結果報告について

報告第2号 財政的援助団体等の監査の結果報告について

○議長(松田謙吾君) 日程第13、報告第1号 例月出納検査の結果報告について、報告第2号 財政的援助団体等の監査の結果報告についてを議題に供します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により、地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助団体等の監査の結果を同条第9項の規定に

より、それぞれ監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

報告第1号及び報告第2号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第3号 専決処分の報告について（令和2年度白老町一般会計補正予算（第10号））

○議長（松田謙吾君） 日程第14、報告第3号 専決処分の報告について（令和2年度白老町一般会計補正予算（第10号））を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 報告第3号、報3-1をお開きください。専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和3年3月9日提出。白老町長。

記以下については朗読を省略いたします。

次に、報3-2、専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により、町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

令和3年2月15日専決。白老町長。

令和2年度白老町一般会計補正予算（第10号）。

令和2年度白老町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億8,517万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

追加議案でございますので、次の事項別明細書等についても説明をさせていただきます。

次に、4ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入、5ページの2、歳出については記載のとおりでございますので、説明を省略いたします。

次の6ページの歳入歳出事項別明細書の2、歳出、8ページから説明をさせていただきます。9款消防費、1項4目災害対策費、(1)、災害対策経費270万9,000円の増額補正でございます。2月26日に開催した定例会2月会議における行政報告でも説明しておりますが、2月15日に発

生じた暴風雪等による災害の発生により、萩野地区での流出土砂の処理及び社台地区での道路冠水処理などを行ったことに伴う災害応急作業の委託料及び重機借り上げ料をこのたび計上するものでございます。財源は、一般財源であります。

6ページにお戻りください。歳入の説明をさせていただきます。21款繰越金、1項1目繰越金の前年度繰越金270万9,000円の計上であります。歳出の一般財源分の計上であります。

これによりまして、繰越金の留保額は12号補正後において5,376万5,000円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

報告第3号は、これをもって報告済みといたします。

ここで議長より報告いたします。ただいま報告済みとなった本専決処分により、2月26日に議決した令和2年度白老町一般会計補正予算（第11号）及び本日議決した令和2年度白老町一般会計補正予算（第12号）は、歳入歳出の総額等に変更が生じますので、議長の議事整理権で歳入歳出の総額等に所要の計数整理を行い、お手元に配付したとおり修正することにいたしますので、ご承知お願いたします。

-
- ◎議案第17号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第19号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第20号 白老町建築物のエネルギー消費性能向上計画認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第21号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第23号 白老町民交通障害保障条例を廃止する条例の制定について
 - 議案第7号 令和3年度白老町一般会計予算
 - 議案第8号 令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
 - 議案第9号 令和3年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
 - 議案第10号 令和3年度白老町港湾機能施設整備事業特別

会計予算

- 議案第11号 令和3年度白老町介護保険事業特別会計予算
議案第12号 令和3年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
議案第13号 令和3年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
議案第14号 令和3年度白老町水道事業会計予算
議案第15号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算
議案第16号 令和3年度白老町下水道事業会計予算

○議長（松田謙吾君） 日程第15、議案第17号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 白老町建築物のエネルギー消費性能向上計画認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 白老町民交通障害保障条例を廃止する条例の制定について、議案第7号 令和3年度白老町一般会計予算、議案第8号 令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、議案第9号 令和3年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第10号 令和3年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、議案第11号 令和3年度白老町介護保険事業特別会計予算、議案第12号 令和3年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算、議案第13号 令和3年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、議案第14号 令和3年度白老町水道事業会計予算、議案第15号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、議案第16号 令和3年度白老町下水道事業会計予算、以上令和3年度各会計予算10件とこれに関連する条例の一部改正及び廃止の議案5件、合わせて15議案を一括して議題に供します。

順次議案の提案を求めます。

議案第17号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 議案第17号の提案をお願いいたします。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議17-1をお開きください。議案第17号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年2月24日提出。白老町長。

改正条文の朗読は、省略させていただきます。

一番下の附則でございます。附則、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。特別職の職員の給与については、財政健全化に向けた取組として自主削減を継続してきたが、財政健全化プランが令和2年度をもって終了することに伴い、今後のさらなる人口減少及び税収減少等が予想される状況や他市町村の給料額等を勘案し、自主削減を撤廃するとともに、併せて給料月額を減額するため、本条例の一部を改正するものである。

ここで補足の説明をさせていただきます。この理事者の新たな報酬額につきましては、特別職報酬等審議会から答申のありました本来給から3%程度の減、これに基づきまして内部で協議を行った結果のものでございます。この3%程度の減につきましては、人口規模、財政規模が類似している自治体や管内の自治体の報酬額を参考にし、特別職報酬等審議会の委員全会一致で決定したものでございます。

ちなみに、類似団体の資料でございますけれども、こちらは人口別と財政規模別がございまして10町村でそれぞれ比較しておりまして、人口別では平均が町長の給料で81万4,000円、同類の財政規模別では80万4,000円となっております。それぞればらつきはあるのですが、そういった平均となっております。

それと、令和2年度の自主削減は町長で10%、副町長が8.5%、教育長が7%でございましたが、期末手当については自主削減前の本来給ベースで計算されていることから、年収ベースで換算いたしますと、町長が約7%、副町長が6%、教育長が5%の削減となっております。今後この条例が可決されますと、令和3年度以降についてはこの削減を基準といたしまして、町長でいいますと7%を3.5%、副町長では6%を約3%、教育長は5%を2.5%ということで半減した形での給料額になってございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

改正前		改正後	
別表第1（第3条関係）（給料）		別表第1（第3条関係）（給料）	
職名	給料月額	職名	給料月額
町長	850,000円	町長	820,000円
副町長	682,000円	副町長	661,000円
教育長	607,000円	教育長	592,000円

議案第19号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（松田謙吾君） 次に、議案第19号の提案を願います。

山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） それでは、議19—1をお開きください。議案第19号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年2月24日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただきます、議19—2を御覧ください。附則でございます。

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の白老町介護保険条例第4条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

続きまして、議19—4をお開きください。議案説明でございます。令和3年度を初年度とする第8期介護保険事業計画の策定に基づき、その段階ごとの保険料額を改定するとともに、平成30年度税制改正大綱における給与所得控除及び公的年金等控除額の引下げにより意図せざる影響や不利益を生じないように、令和3年度から令和5年度までの保険料率算定に関する特例を設けることのほか所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町介護保険条例新旧対照表

改正前	改正後
（保険料率）	（保険料率）
第4条 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u>	第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u>
（1）介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34,300円</u>	（1）介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>36,000円</u>
（2）令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>48,000円</u>	（2）令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>50,400円</u>
（3）令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>51,400円</u>	（3）令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>54,000円</u>
（4）令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>61,700円</u>	（4）令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>64,800円</u>

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 68,600円

(6) 次のいずれかに該当する者 82,300円

ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(7) 次のいずれかに該当する者 89,200円

ア 合計所得金額が120万円以上200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(8) 次のいずれかに該当する者 102,900円

ア 合計所得金額が200万円以上300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(9) 前各号のいずれにも該当しない者 1

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 72,000円

(6) 次のいずれかに該当する者 86,400円

ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(7) 次のいずれかに該当する者 93,600円

ア 合計所得金額が120万円以上210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(8) 次のいずれかに該当する者 108,000円

ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(9) 前各号のいずれにも該当しない者 1

16,600円

2 略

3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,500円とする。

4 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料について準用する。この場合において、前項中「20,500円」とあるのは、「30,800円」と読み替えるものとする。

5 第3項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料について準用する。この場合において、第3項中「20,500円」とあるのは、「48,000円」と読み替えるものとする。

附 則

(新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免申請の特例)

第9条 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定するものをいう。）の影響により第9条第1項の規定による保険料の減免を受けようとする者の申請期限は、同条第2項の規定にかかわらず、町長が別に定める。

22,400円

2 略

3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,600円とする。

4 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度における保険料について準用する。この場合において、前項中「21,600円」とあるのは、「32,400円」と読み替えるものとする。

5 第3項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度における保険料について準用する。この場合において、第3項中「21,600円」とあるのは、「50,400円」と読み替えるものとする。

附 則

(新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免申請の特例)

第9条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響により第9条第1項の規定による保険料の減免を受けようとする者の申請期限は、同条第2項の規定にかかわらず、町長が別に定める。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第10条 第1号被保険者のうち、令和2年の

合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア及び第8号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

議案第20号 白老町建築物のエネルギー消費性能向上計画
認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例
の制定について

○議長（松田謙吾君） 次に、議案第20号の提案を願います。

下河建設課長。

○建設課長（下河勇生君） 議20—1をお開きください。議案第20号 白老町建築物のエネルギー消費性能向上計画認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町建築物のエネルギー消費性能向上計画認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年2月24日提出。白老町長。

改正文の朗読は、省略させていただきます。

議20—3をお開きください。附則でございます。この条例は、令和3年4月1日から施行する。

続きまして、議20—4をお開きください。議案説明でございます。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部が改正され、建築物エネルギー消費性能適合性判定の適用範囲が拡大となり、その一部を所管行政庁である白老町が行うこととされたことから、当該判定に係る手数料を新たに定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、手数料については北海道建設部手数料条例に準拠しております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第21号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 次に、議案第21号の提案をお願いします。

本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間弘樹君） 議21—1をお開きください。議案第21号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年2月24日提出。白老町長。

一番下の附則であります。この条例は、令和3年4月1日から施行する。

次のページ、議案説明であります。平成22年12月から時限的に進めてきた水道料金の減額措置については、本年度末をもって期間終了を迎えるところであるが、コロナ禍における町民及び事業者の経済的な負担軽減を考慮し、減額期間を1年間延長するため、本条例の一部を改正するものである。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

白老町水道給水条例新旧対照表

改正前	改正後
附 則 1～6 略	附 則 1～6 略
附則別表（附則第6項関係） ※別表詳細 略	<u>7 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り、第26条中「別表第2」とあるのは「附則別表」とする。</u> 附則別表（附則第7項関係） ※別表詳細 略

議案第23号 白老町民交通障害保障条例を廃止する条例の 制定について

○議長（松田謙吾君） 次に、議案第23号の提案を願います。

本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 議23—1をお開きください。議案第23号 白老町民交通障害保障条例を廃止する条例の制定について。

白老町民交通障害保障条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年2月24日提出。白老町長。

本文は省略いたしまして、附則でございます。この条例は、令和3年4月1日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。町民交通障害保障制度は、交通事故により障害を受けた町民の救済を目的に、胆振地区交通災害共済組合の直営により昭和56年に開始した後、平成13年度からは町が民間保険会社と契約を結ぶ方式で制度の継続を図ってまいりましたが、人口減少に伴い加入者数の減少が続いており、今後の運用が困難であることから、本制度を廃止するため、本条例を廃止するものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 次の議案の前にお諮りいたします。

予算議案の提案についてであります。第1表、歳入歳出予算、第2表、債務負担行為、第3表、地方債の朗読は、議案説明会において説明されておりますので、省略させることとしてよろしいですか、お諮りいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱うことにいたします。

議案第7号 令和3年度白老町一般会計予算

○議長（松田謙吾君） 議案第7号の提案を願います。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） それでは、別冊の令和3年度白老町一般会計予算書をお開きください。議案第7号 令和3年度白老町一般会計予算。

令和3年度白老町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ103億2,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年2月24日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第8号 令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計予算

○議長（松田謙吾君） 次、議案第8号の提案を願います。

岩本町民課長。

○町民課長（岩本寿彦君） 特別会計予算書のほうを御覧いただきたいと思います。議案第8号 令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計予算。

令和3年度白老町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億8,220万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 各項に計上した報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年2月24日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第9号 令和3年度白老町後期高齢者医療事業特別会計

予算

○議長（松田謙吾君） 次、議案第9号の提案を願います。

岩本町民課長。

○町民課長（岩本寿彦君） それでは、議案第9号 令和3年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算。

令和3年度白老町の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5,375万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月24日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第10号 令和3年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算

○議長（松田謙吾君） 次、議案第10号の提案を願います。

富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 議案第10号 令和3年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算。

令和3年度白老町の港湾機能施設整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,581万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,500万円と定める。

令和3年2月24日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第11号 令和3年度白老町介護保険事業特別会計予算

○議長（松田謙吾君） 次に、議案第11号の提案を願います。

山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） それでは、議案第11号 令和3年度白老町介護保険事業特別会計予算。

令和3年度白老町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億7,205万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 各項に計上した報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年2月24日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第12号 令和3年度白老町立特別養護老人ホーム事業 特別会計予算

○議長(松田謙吾君) 次に、議案第12号の提案を願います。

久保健康福祉課長。

○健康福祉課長(久保雅計君) それでは、議案第12号のほうをお開き願います。令和3年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算。

令和3年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,342万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500万円と定める。

令和3年2月24日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第13号 令和3年度白老町立介護老人保健施設事業特 別会計予算

○議長(松田謙吾君) 次に、議案第13号の提案を願います。

村上病院事務長。

○病院事務長(村上弘光君) 議案第13号をお開き願います。令和3年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算。

令和3年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,066万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

令和3年2月24日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第14号 令和3年度白老町水道事業会計予算

○議長(松田謙吾君) 議案第14号の提案を願います。

本間上下水道課長。

○上下水道課長(本間弘樹君) それでは、別冊の水道事業会計予算書をお開き願います。議案第14号 令和3年度白老町水道事業会計予算。

(総則)

第1条 令和3年度白老町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水予定戸数 9,003戸。

(2) 1日平均給水量 5,952立方メートル。

(3) 年間総給水量 217万2,480立方メートル。

(4) 主要な建設改良事業、配水施設改良事業1億300万円。浄水施設整備事業1,144万円。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益3億6,549万円。以下、第1項から第3項は記載のとおりであります。

支出、第1款水道事業費用3億5,321万円。各項は記載のとおりであります。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,831万1,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,292万1,000円、損益勘定留保資金1億5,539万円で補てんするものとする。

収入、第1款資本的収入5,000万円。各項は記載のとおりであります。

支出、第1款資本的支出2億1,831万1,000円。各項は記載のとおりであります。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水管整備事業、限度額5,000万円。起債の方法、利率及び償還の方法については記載のとおりであります。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費6,247万4,000円。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、2,503万4,000円と定める。

令和3年2月24日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第15号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算

○議長(松田謙吾君) 次、議案第15号の提案を願います。

村上病院事務長。

○病院事務長(村上弘光君) それでは、別冊の議案第15号をお開きください。議案第15号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算。

(総則)

第1条 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数 58床。

(2) 年間患者数、入院 8,030人。外来 2万9,040人。

(3) 1日平均患者数、入院 22人。外来 120人。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款病院事業収益8億9,854万4,000円。各項は記載のとおりでございます。

支出、第1款病院事業費用8億9,854万4,000円。各項は記載のとおりでございます。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款資本的収入306万8,000円。各項は記載のとおりでございます。

支出、第1款資本的支出306万8,000円。第1項は記載のとおりでございます。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、期間、限度額につきましては、記載のとおりでございます。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、6億円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 給与費4億8,617万5,000円。

(2) 交際費58万1,000円。

(他会計からの補助金)

第8条 病院事業の運営に要する経費について、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3億981万8,000円と定める。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は、7,445万9,000円と定める。

令和3年2月24日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第16号 令和3年度白老町下水道事業会計予算

○議長(松田謙吾君) 次に、議案第16号の提案を願います。

本間上下水道課長。

○上下水道課長(本間弘樹君) それでは、下水道事業会計予算書の1ページをお開き願います。議案第16号 令和3年度白老町下水道事業会計予算。

(総則)

第1条 令和3年度白老町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量 219万1,000立方メートル。

(2) 1日平均処理水量 6,000立方メートル。

(3) 排水区域面積 780ヘクタール。

(4) 主要な建設改良事業、公共下水道事業2億1,890万8,000円。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款下水道事業収益11億2,528万4,000円。各項は記載のとおりであります。

支出、第1款下水道事業費用10億9,843万6,000円。各項は記載のとおりであります。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億302万2,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,131万9,000円、損益勘定留保資金2億6,170万3,000円で補てんする

ものとする。

収入、第1款資本的収入5億2,098万4,000円。各項は記載のとおりであります。

支出、第1款資本的支出8億2,400万6,000円。各項は記載のとおりであります。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、水洗便所改造資金利子補給、期間、令和4年度より令和7年度、限度額10万円。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、公共下水道事業債、限度額3,000万円、資本費平準化債5,300万円、下水道事業債820万円。起債の方法、利率及び償還の方法については記載のとおりであります。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 下水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用。

(2) 資本的支出のうち、建設改良費及び企業債償還金の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費5,648万円。

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は5億9,758万8,000円である。

令和3年2月24日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(松田謙吾君) ただいま議案第7号から第16号までの各会計予算10件とこれに関連する議案5件、合わせて15件について議案の提案がありました。

ここでお諮りいたします。これら令和3年度各会計予算とこれに関連する議案を本会議で審議することは困難であると思われま。

そこで、慣例により議長を除く議員全員による予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、慎重審議を行うことが適切と考えます。

よって、ここに特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) 異議なしと認めます。

議長を除く議員全員による予算等審査特別委員会を設置することに決定いたしました。

なお、この特別委員会に付託する案件は、議案第7号から第16号までの令和3年度各会計予算10件と関連議案5件、合わせて15件であります。これを一括して同特別委員会に付託し、審

査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました議案15件を同特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、委員会条例第7条第2項の規定により特別委員会では委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時36分

○議長（松田謙吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告について

○議長（松田謙吾君） この際諸般の報告をいたします。

ただいま休憩中に特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

委員長に吉谷一孝議員、副委員長に佐藤雄大議員、付託案件の審査方よろしく願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここであらかじめ通知いたします。本会議は明日10日10時から引き続き再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 3時37分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 久 保 一 美

署 名 議 員 広 地 紀 彰

署 名 議 員 佐 藤 雄 大